

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 漁船操業（インドネシア海域）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 第一球陽丸, 平島丸, 銀洋丸, 第35平和丸, 第8回海耕丸, 臨検, インドネシア漁業交渉 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43514

在インドネシア大来往信・電

要写 3部 発電係 総第 11593 昭和 37年 4月 5日 15時 15分

電信課長 電信案 (分類 17 20)

略 略 平 案 第 893 号 (LTF) 至急
 大 臣 主管 アジア局長 起案 昭和 37年 4月 5日
 政務次官
 事務次官 宇山審議官
 外務審議官
 官 房 長 主任 北東アジア課長 起案者 吉島 電話番号 408

法規課長
 南東アジア課長

在 在 臨時代理 小坂 大臣兼
 インドネシア 萬田 大使宛
 スラバヤ 石出 総領事

電 報 在 大 公 使 宛
 総領事

件 名 沖縄漁船銃撃に関する件

(5日付朝刊各紙に於て)
 去々月3日夜9時頃、インドネシア海域
 沖繩より報道に於て、
 に在漁中の沖繩籍マアノ漁船1球陽丸(那
 覇市球陽水産所属 147ト、船長佐久本喜弘
 以下28名乗組)はモロタノ島沖(北緯3度、東経

GB-1 外務省 回覧番号

信 課 課
 電 検 済 開

電信課
 37.4.-5
 受付

129度)にて国籍不明の飛行機から銃撃を
 受け、船員1名死亡、3名重軽傷を受けた
 由である
 真新聞報道情報に接したところ、本件に
 関し、貴地所在未開機国とも連絡をとり、
 貴地所在未開機国に對し下記事項を調査の上
 結果至急回報ありたい
 (1) 上記事実の有無
 (2) 被害時、被害状況
 (3) 攻撃機、所属及び機種
 (4) 被害漁船、事後の消息
 (5) その他参考となるべき事項
 (左琉球)
 (なお、沖縄漁船は米民政務令により黄
 青、黄、の三色船旗(国際信号旗のY字と五
 三角形に切りとったもの)と掲揚してある
 のため、日米いずれの国旗、掲揚も許された

GB-3 外務省

いんい.)

(在参考送)

機

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡こす

電信写

37	8494	略	亞北
	ジャカルタ	4月7日	1656発
	本	4月8日	0556着
	小坂大臣		黄田大使

津總漁船銃撃に因する件

第269号 (亞北)

往電第268号に肉し

7日米國大使館員は当館員に対し confidential なりと前置きして6日夜ジョー
ンズ大使がスバンドリオ外相と本件に肉
し面談の際同外相は治療上必要なら隊員
傷者をメナドより空送する用意があると
述べた旨語った趣である。

古場

配布先 ^{大電} 次官、^{米欽} 外務官、^{米欽} 官房長、^{米欽} 亞北、^{米欽} 情報局長、^{米欽} 亞北、^{米欽} 事務
 口為、^{米欽} 總、^{米欽} 亞北、^{米欽} 東、^{米欽} 亞北、^{米欽} 情報、^{米欽} 口政

74

37 8525 (平) 亜北

ジヤカルタ 4月8日2041發

本省 4月9日0746着

小坂大五 黄田大狭

(沖縄漁船銃撃と関する件)

第270号 (LTF) 至急

往電第268号と関し

8日のアングラ^はヤ = 作戦本部長が
7日次の通り語った旨報じている。

インドネシア政府は日本漁船員からの
要求があればあらゆる必要を便道を提供
する。このように事件は全国的な警戒を
強化している現情勢では発生の可能性が
多い。球陽丸はインドネシアパトロール機の
要求に対してその国籍を示さなかった。白
旗を掲げた後は攻撃を停止した。事件は

佐伯

モロタ1島沖合で発生した。

(3)

既付先 大臣 次官 外番 官房長 亜

米 政 系 □ 情報局長

亜番 米 参 政 参 系 参 □ 参

統 亜北 亜東 米北 系系 規

□ 政 情 道 内 外

要部

発信係 総第 12060 号
昭和 37 年 4 月 10 日 3 時 55 分発

電信課長

電信案

(分類)

略 平

第 189 号 (LTF) 至急

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
官房長

主任

下江副長
室 渡 在 了

起案 昭和 37 年 4 月 9 日

主任

生野下江副長

起案 松永 電話番号 405

南生野下江副長

在 休了 黄田 臨時代理 大平使宛 小坂 大臣発
給領事

電報 在 大公使宛 総領事

件名 沖繩汽船鉄道事件に関する件

首宅才 268 号に關し

1. 被害者の状況及び此に對する取扱の概り

緊急回電あり

2. 入港時の負傷者の名等に関する件 貴地

GB-1

外務省

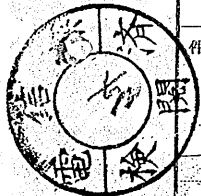
回號番号

108

米口大使館とも連絡の上、必要あらば首館
員を同地に派遣し被害者に対する措置に
道通のよう取り計わらる。

GB-3

外務省



10 11



主管課長へ
本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

37 8702 平 登北

ジヤカルタ 4月10日 21.31発

本 有 4月11日 03.29着

小坂大匠 貴田大候

沖繩漁船銃撃に關する件

オ275号 至急

往應オ268号に關し

10日海軍省及公米大使館より得た情報次
の通り。

1 銃撃により乗組員一名死亡三名負傷
(姓名不明)

2 死亡者は既にメナド^{マナド}において大葬に
小し負傷者三名は同地の病院にて手当
を受けた上歸船したが他の一名は醫院
手^手に二週間を要する見込み同人を疏
陽^陽に於て歸国せしめるか他の方法によ
るかば負傷回復の度合りにより近日中

打
私

主管課長へ
本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

に決定する。

3. 同船は目下メナドに入港中なるを柳
留^留せられているわけでありので^留罷^罷の
決定あり次第に航し得る。(3)

配布先

大長次官、外務官、長官、王、米政、至^至情、各
局長、要案、米、参、政、参、国、参、条、参。 総、豆、北、赤、
米、北、米、条、規、至、政、情、道、内、外

秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 19550 略 亜北
 ツヤカルタ 4月18日 13.50
 本 省 4月18日 19.24
 小坂大臣 黄田大使

(沖縄漁船銃撃に関する件)

※287号(緊急)

往電284号に因り

浅尾は17日帰任した。現地三軍関係者より聴取したところ次の通りの由。なお下記1.および2.については現地とツヤカルタとの通信連絡が悪く、当館米大使館はもちろ同行のインドネシア空軍関係者もメナド到着まで承知してりなかつた。

I. 球陽丸は5日11時、メナド入港。死者1名の火葬。負傷者3名の手当および

富田

秘

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

同船の応急修理を終えたのち、遺骨、負傷者2名を収容し沖縄よりの指示に基づき14日13時出港帰国の途についた。

2. 重傷者1名は13日正午メナド発インドネシア空軍科にてツヤカルタへ(急送)入院せしめた。

3. 在メナド海軍当局が船長等より得た事件の概要次の通りなるも言語上の障害のため必ずしも正確とは言えざる由。

死者はオツロ、ツゲオ、軽傷者~~2~~名はタイラ、アナオと推定されたが他の負傷者の氏名は不明である。なお同当局の作成した調書はツヤカルタへ送付済みでちかく写し入手しうる見込み。(1)4月3日10時半モロタイ島北方約20マイルの地處を航行中、双発1機が船上を1回通過12時30分ジェット型1機が飛来し数回に

(2)

秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を

わたり銃撃を加えた。同船が白ツヤツノ
 枚を掲げたため銃撃はようやく中止され
 た。(2) 銃撃中およびその後同船は
 無電により沖縄と交信をつかけSOSの
 メッセージも送電した。マナド入港中は
 送信を禁止されたが受信は可能であった。
 (3) 銃撃をうけた際、会社旗を掲げて
 いたと言われるがマナドにて同船を調べ
 た際インドネシア国旗以外の旗は全く見
 当りなかった。

(3)

配布先 大臣 次官 外審 官房長
 庶長 米 改 系 国 情 各
 局長 庶長 米 務 改 参 系 参
 国 参 総 庶 北 亞 東 米 北
 系 系 規 国 改 情 道

(3)

秘

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡こう

わたり銃撃を加えた。同船が白ツマツノ
 旗を掲げたため銃撃はようやく中止され
 た。(2) 銃撃中およびその後も同船は
 無電により沖繩と交信をつづけSOSの
 メッセージも送電した。メナド入港中は
 送信を禁止されたが受信は可能であった。
 (3) 銃撃を受けた際、会社旗を掲げて
 いたと言われるがメナドにて同船を調べ
 た際インドネシア国旗以外の旗は全く見
 当らなかつた。(3)

配布先 大臣 次官 外審 官房長
 亜米 改 策 国 情 参
 局長 亜審、米参 改参 策参
 団参 総 亜北 亞東 米北
 策系、規 国政 情道

(3)

北東アジア課長

アジア局長

審議官

総務参事官

北東アジア課長

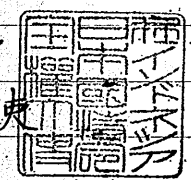
イ第 264 号

昭和37年4月26日

外務大臣殿

在 インドネシア

黄田大使



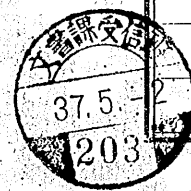
球陽丸銃撃事件に関する件

往電オ287号3に關し、当地アメリカ大使館から入手したインドネシア当局作成の調査資料添の通り送付す。

なお、本船の蒙った弾痕及び損害状況は下記の通り記されてあるのをご参考まで報告す。

記

- 1) 左舷に弾痕3
- 2) 左舷後部に弾痕1、炊事場及び寢室に貫通
- 3) 右舷後部に弾痕1、部屋の扉に貫通
- 4) 煙突に弾痕1、機関室に貫通
- 5) 左舷デッキより下層デッキに貫通、冷凍パイプにあたる。



北 1326

東 1121

- 6) 船首に弾痕1
- 7) 冷凍パイプ破損し、アモニア流出
- 8) 油槽破損し海水浸入

付属物添付

在外公館

才一却陽丸の那覇帰港の件

之を以て却陽丸は那覇に於て修理を要す

右仲護籍船才一却陽丸は之を以て予定の

操業を了すに、5月16日仲護那覇港に入

港を予定するに、16日、総務府検査局

丸南進事務所より入手した情報によれば

30日
同船は18日に帰港したと云ふ。

主管課長へ

電信写

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を

37	11423	干 亜北
シカル夕	5月9日 15:21	発
本 省	5月10日 06:36	着
小 坂 大 臣	黄 田 大 使	

(沖縄渡船銃撃に因る件)

才319号

往電才290号に關し

9日館員加米大使館員と共にイトカズに面会したか(陸軍病院なるため許可取得に時日を要したか)今後は隨時面会すべきこと(右)医師によれば才1回手術後の経過は良好で最近では熱も平熱となり食欲も(目下粥食)増進して多少左右に動ける状態にある。才2回の手術は本人の体力回復後行う予定であるが日時については未定の由。

(3)

配布先 大臣 次官 外審 官房長 亞米 政務 口情 各局長
 亞審 才參 政參 才參 口參 総 亞北 東 米北 才規
 口情 増補 由

秘

アジア局長

審議官

総務官

上級書記官

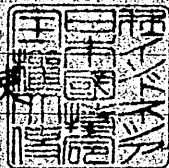
第 370 号

昭和37年6月20日

外務大臣殿

在インドネシア

吉良悳時代理大使



平島丸拿捕に関する件

I. 本件に関し往電オ344号補足芳々海軍省の担当責任当局たる緊急事態部の見解次の通り報告する。

1) インドネシアの全水域は 1959年の大統領決定オ315号によつて緊急事態令に基く戦時状態 (State of War) 下にある。従つて各地域の海軍司令官は緊急事態令に基く広範な諸権限を行使することが出来る。例えば上記令のオ14条 オ15条 オ26条 オ32条の諸条項に基き 捜索 突撃 押収 航行の制限 禁止 人の逮捕 抑留等を行うことが出来るのであつて 平島丸拿捕は上記



GA-6

回覧簿 外務省 印東 1428

緊急事態令及び大統領決定に基き行われたものである。

2) インドネシア水域に於ける外国船舶の無碍航行は原則的に自由であるが同水域が現在戦時状態下にあるため緊急事態令に基き船舶に対し前記の処置をとることも可能である。

3) 地近海軍司令官の~~権限~~^{権限}は上記の如く広範囲に亘るものであるが故に、イ水域航行の船舶に関して中央から逐一細かい指示を与えることは事実上不可能であり又通信連絡不備のため現地を充分コントロールすることも極めて困難である。

4) イ水域を航行する船舶に対し戦時状態との関連で今後如何に処遇するかについては海軍省で検討するが事前通報を行うことが *rather* である。

II. 尚当方としての見解を述べれば、スラウェシ、マレ、東部マテガラ海域に於けるインドネシア海軍は西イラン(半)島の現状から臨戦体制下に入り極めて緊張してゐること、又インドネシア海

GA-6

外務省

域全部が緊急事態令に基^き戦^争状態下にあることから、現地海空軍当局が域内の外国船舶に対し如何なる措置をとるかは常識では判断し難く、且中央と現地との連絡は極めて悪く、又現地に果して中央の方針なり者へ方がどの程度まで浸透しているかも疑問であるので、この際出来得れば日本船舶、特に日本漁船は西イリアン近辺水域を避けることが望ましく、又これを不得ずる水域に入らんとする場合には、名乗るだけ陸地に接近せず、また差支えがき限り前広に当大使館を通じて、インドネシア側へ事前通報しておくことが望ましいと考へる。

送付先 スラバヤ マダン

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡を

電信写

37 13824 平 亜東
 ジャカルタ 6月5日 2031 発
 本省 6月6日 1035 着
 小坂大臣 吉良臨時代理大使

鯨漁船第1富士丸の消息調査依頼の件

第355号 (LTF. 至急)

貴電合第1307号に関し

5日海軍省緊急事態部につき照会せると
 り先方は何ら情報も有せざるも早速関係
 地方当局につき調査方約した。また当方よ
 り照会せざるも当地米大使館も未だ何ら情報
 を有していない。とりあえず。

1 (7)

田中

配布先 官房長、監、情報局長、亞警、総、亞東

1. 泡胎对岸

1. 2020年11月3日

2. 溪切与溪地村
2020

会計課長

南東アジア課長

アジア局長

審議官

総務参事官

北東アジア課長

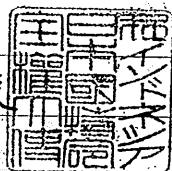
イ第 381 號

昭和37年6月 9日

外務大臣殿

在インドネシア

黄田大使



球陽丸機関長糸数清助の病状
に関する件

オ1球陽丸糸数機関長はオ1回手術後引籠り(往電オ319号参照)経過良好で体力も日毎に回復した結果 肛門の上部7cmの直腸にある痔瘻(横2cm 縦1.5cm)を治療手当するため、去る6月1日オ2回の手術が行われた。(断面略図参照)軍医及び日本人の語るところによれば、手術の経過は良好で熱もなく、食慾も日々増進しているとのことである。上記痔瘻恢復後はオ1回の手術の際切断した大腸をつなぎ合わせるため、オ3回の手術が行われる予定なる

別添



GA-6

回覧番号 亜北 1762

外務省

旨軍医は語っていたがその日時については、今のところ不明の由である。(痔瘻治療の結果如何によつては、4回手術を行うことも起り得る由)

当館としては、アメリカ大使館と協力し、出来る限り同人の面倒をみることに努め、一週間に一回は見舞券々、館員から集めたポストマニで果物、食料品、日用品等を求めて持参し、現在に至っているが、軍医によれば、病院で患者に支給する食物の栄養には限度があり、従つてミルク、卵、バター等栄養物の補食が必要の旨語っているが、同人には現金の持合せなく、又今後2、3ヶ月の長期に亘る入院のことを考慮すれば、館員よりの見舞にも限度があるので、この際同人に対する見舞金として、下記概算通りの予算配付方即高配願いたく、ここに稟請する。(アメリカ領事も時折ポストマニで煙草を病人に持参しているが予算配布なき差長期補給は困難の由)

なおアメリカ領事より病院長に対し糸数に関する medical report を稟請中である

GA-6

外務省

ところ 1ヶ月を経過した今日に至るも入手して
いない由であるが 入手の節は同字を別途
送付する心組である。

記

卵	1日 3個	15 1L ⁰ 7	45 1L ⁰ 7
牛乳	1日 1缶	150 1L ⁰ 7	150 1L ⁰ 7
パン	1週 1缶	350 1L ⁰ 7	50 1L ⁰ 7
タバコ	1日 1個	35 1L ⁰ 7	35 1L ⁰ 7
1日当り小計			280 1L ⁰ 7
1ヶ月	8400 1L ⁰ 7	1ヶ月 3500 1L ⁰ 7	1ヶ月 2400 1L ⁰ 7
2ヶ月	16800 1L ⁰ 7	2ヶ月 4800 1L ⁰ 7	

別紙添付

45⁰7 / 11⁰7
 (800)
 12⁰7 = 8¹⁰ (2)
 1 = 58

寫

昭37.6.9

外務大臣宛 在米米印 黄田大使發

球陽丸銃創長糸敷清助の病状に
関する件

才1 球陽丸銃創長糸敷は才1 回手術後引続
き(往電才319号参照)経過良好で、体力も月毎に
回復した結果、肛門の上部7cmの直腸にある銃
創(横2cm 縦1.5cm)を治療するに、去る6月
/月才2回の手術が行われた。(断面略図参照)
軍医及び本人、語るどころに依れば、手術の経過は
良好で熱もなく、食欲も日々増進してゐること
である。上記銃創~~を~~癒後には才1回の手術の
際切断した大腸をつなぎ合せたため、才3回の
手術が行われる予定なる旨軍医は語つていたが、
その日時については、今のところ不明である。
(弾創治療の結果如何によつては、又回手術も行う
ことも起り得る由)

なおアメリカ領事より病院長に対し糸敷に関

GA-6

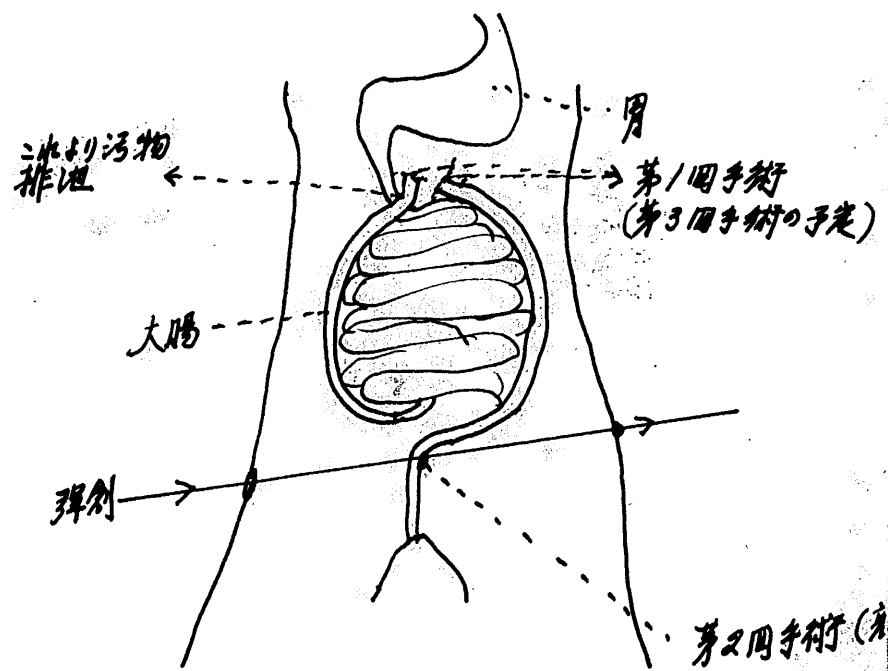
外務省

才3 medical report 主要部中であるところ、/4月を
経過した今日に至るも入手してゐない由であるか? 入
手の際は同写を別途送付する心組みである。

GA-6

外務省

断面略図



*尾管末端に弾剣が刺打等差又へ在り由

とこ 1ヶ月を経過した今日に至るも入手して
いない由であるが 入手の節は 同字を別途
送付する心組である。

記

卵 1日 3個 15 11L⁰ 45 11L⁰

牛乳 1日 1缶 150 11L⁰ 150 11L⁰

パン 1週 1缶 350 11L⁰ 50 11L⁰

タバコ 1日 1個 35 11L⁰ 35 11L⁰

1日当り小計 280 11L⁰

1ヶ月 8400 11L⁰

2ヶ月 16800 11L⁰

(#374)

別紙添付

$$\begin{array}{r}
 45 \\
 16800 \\
 \hline
 13350 \\
 3360 \\
 \hline
 15000 \\
 13500 \\
 \hline
 28500
 \end{array}$$

タイプ指示	発信用	執務用	計
五	六	七	八
付			
届			

発送日 昭和37年6月27日
 発信 南 タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信 再 第 174 号 公信 昭和37年6月26日 日付

大 臣
 政務次官
 事務次官
 外務審議官
 官 房 長

主 管 アジア局長
 宇山審議官
 主任 北東アジア課長

起案 昭和37年6月2日
 起案者 電話番号 4-11912

会計課長 (印)
 南東アジア課長 (印)
 在外公館長 (印)
 報告費至課長 (印)

受信者 在インドネシア 黄田大使
 発信者 小坂大臣

写送付先 (希望発送日)

件名 球陽丸棧園長 系教靖助の
 病状に関する件

6月9日付貴信才の81号をもて申越の
 あつた本件に関し

1) 現地の気候その他諸条件に照らし、系教

会計 37.6.22 総務

GA-2 外務省 回覧番号 1834
 26 142 37.6.21

の病状は十分注意の要ありと思われ、
 才の手術後の経過も引き続き報告ありたい。
 なお、貴信に於ては、インドネシア側病院の患者
 給養が良好ならざるやの懸念も感ぜられたこと
 3. この点につき米大使館とも協議の上、要すれば
 貴使村もインドネシア当局に対し、
 方も要望し置かれたい。
 2) 同人に於ける栄養補給に要する経費については、
 全額少額のことでもあり、貴館配賦の
 交際費より支弁しおかれたい。

GA-4 外務省

アジア局長

審議官

総務参事官

北東アジア課長

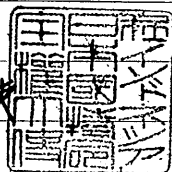
イ第 525 號

昭和37年7月21日

外務大臣殿

在インドネシア

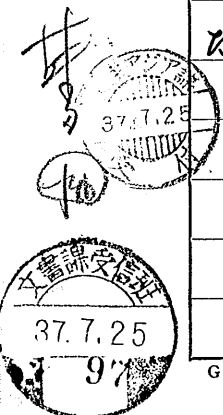
黄田大使



球陽丸機関長糸数清助の病状
に関する件。

6月26日付貴信亞北オノノ号に關し糸数は最近めきめきと体力が回復し、既に歩行も出来る状態にある。7月18日見舞の館員に対し軍医はオノノ囲目の手術は2ヶ月以内に行われ、来月末には帰国出来るのではないかと思われる旨語つた趣である。

三五日、本信寫を特送局へ手交す。



GA-6

亞北 2132

外務省

アジア局長

審議官

総務参事官

北東アジア課長

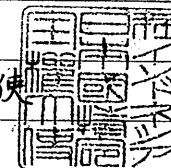
イ第 576 號

昭和37年8月11日

外務大臣殿

在インドネシア

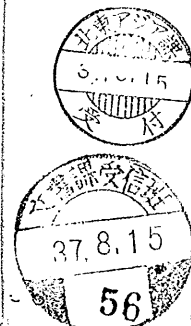
黄田大使



球陽丸機関長糸数清助の病状
に関する件。

7月21日付住信イオ525号に關し糸数は、その後快方に向、ているがオノノ囲目の手術の部分(肝門上部)が少々化膿したため約2週間前に手術を行い、今では殆んど治癒している。軍医に言は、上記部分が完治次第、オノノ囲目の手術の際切断した大腸を繋合せる手術を行うが、これは簡単なものである旨述べた由。

特送局へ本信寫を送付済み



GA-6

亞北 2326

外務省

アジア局長
参事官
総務参事官

北東アジア局長
第1829 號
昭和37年9月11日

外務大臣殿

在インドネシア
黄田大使

球陽丸機刺長系数清助の
病状に關する件

8月11日付往信イカ576号に關し、
10日館員がアメリカ領事と陸軍病院外
科部長 Saedewo 大佐に面談したところ、
系数の退院予定日が延びて申請けないが
実は肛門上部の傷が完全に治り切つて
いないため、切断した大腸を繋ぎ合わせる
手術をみかえている次第である。しかし肛門
上部の傷の現状から見て、1週間後には
何時最後の手術を行うかを決定すること
が出来るとであろう旨述べた由。

特送局へ
送付
37.9.17
37.9.15
53
GA-6

回覧番号
亜北 2602

外務省

アジア局長
参事官
総務参事官

南東アジア部長
北東アジア局長
第1850 號
昭和37年9月18日

外務大臣殿

在インドネシア
黄田大使

球陽丸機刺長系数清助の病状
に關する件

9月11日付往信イカ639号に關し、17日館
員がアメリカ領事と再度 Saedewo 陸軍中央病
院外科部長を往訪したところ、系数の肛門上
部の傷がやっと完治したので、本日最後の手術
を行い、その経過をみて、12月初め頃、同人を沖
繩に送還することとなろうと語った由である。
なお、系数の送還については Saedewo 部
長が軍関係者と話し合うと同時にアメリカ領
事も「外務省に連絡する趣きである。
(以上)

本送局へ
送付
37.9.24
37.9.22
79
GA-6

回覧番号
亜北 2767

外務省

文

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

電信写

特送局へ
相送を依頼済み

37 24290 平 亜北、旅
ジャカルタ 9月25日 13:00発
本省 25日 17:25着
池田大臣代理 塚川總領事代理

球洋丸機関長系数清助の帰国に関する件

オヌヌ号

莫田大使発往信オヌヌ号に關し

系数は10月上旬空路帰国する予定であるが旅券発給申請に必要な戸籍謄本を取寄せている時間がないところ(船費手帖は船長が持ち帰ったことが最近判明)本人の申立てによる本籍および現住所が沖縄県島尻郡ケネン村字ヒサカク9、昭和3年2月21日生れであることを確認致したいので本省で確認の上折返し回電ありたく、又確認の貴電接刻の上は取敢えず旅券を発給

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡をう

電信写

シノ籍謄本は本人帰国後送付せしめることとして差支えなきや回電ありたい。

(5)

配布先、官券長、亜局長、亜費總、亜北、旅

ニ流

外務省

(2)

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡コウ

7世

電信写

37 24731 平 亜北

ジャカルタ 9月28日 1450発

本省 1846着

池田大臣代理 吉良臨時代理大使

球陽丸激突長系教清助の病状に関する件

オ589号

往信オ650号に割レ

28日館員がアメリカ領事と SOEDEGO 外科部長と往訪したところ系教の手術

の経過はごく良好であるので10月4日(6時定で準備を進められたい旨語った由。なお系教送還の)

1900)送還の日程が確定の上はアメリカ領事から泮龍偶等弁務官に打電することになっている。要細公信。

(3)

配布先 亜長 亜参 亜世

山崎 (木原)

アジア局長

参事官

総務参事官

第 669 號

昭和37年9月29日

外務大臣殿

在インドネシア

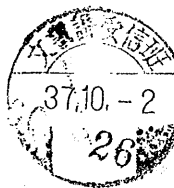
吉良 臨時代理大使



球陽丸機刺長系数清助の病状に
関する件。

往電ヤ589号に關し、11日最後の手術(大腸切断の部分を繋合せる手術)を受けた系数は経過良好で、手術の1週間後には抜糸し、現在では流動物(粥)をとり、日1日と体力を回復している。

28日館員がアメリカ領事と Saedewo 外科部長を往訪し、系数の病状並びに送還日程につき話し合ったところ、手術の経過は極めて上々であるが、まだ排せつ物をみない。これは長期間腸を使用しなかつた為で、近く排泄物があると思う。送還は10月4日を予定(GA Flight No. 900)し



GA-6

外務省

2

準備をすすめられた旨語った由である。

よって当館はアメリカ側に協力し、系数送還に關連する所要手続をすすめており、同人に対する旅券発給については総領事代理宛往電ヤ22号をもって稟請の通りである。

なお、系数送還の日程が確定の上は、アメリカ側から沖繩の高等弁務官に電報することである。

GA-6

外務省

主管課長へ

本電主管、配布先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごす

電信写

37 24979 平 運北、旅

シヤカル多 10月1日1430着

平 着 10月1日2154着

池田大臣代理 堀川 陸領事代理

球洋礼機関長系教清助の帰国に関する件

才又5号 才又2号 吉良代理大使着往電才589

号に關し
旅券差給の都合もあり期又日までに市電
講了。

配付先 官房長、運馬長、運考、総、運北、
東、旅

(主管課長へ連絡済 電信課)

静
美
保
の
さ
る
す

記

河
合

要字 部

発電係 第 29576 号
昭和 37.10.-2 日 20 時 00 分発

電信案 (分類)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	第 19 号 主管 アジア局長 ト部参事官 総務参事官 主任 北東アジア課長	起案 昭和 37 年 10 月 2 日 起案者 電話番号 608
旅券課長		
在 インドネシア 臨時代理 堀川代理 大公使 宛 池田代理 大臣務 総領事		
電 報 在		大公使 宛 総領事
件名 球陽丸機関長 糸数清助、帝國に因す、 貴電才 22 号に因し、 本籍(現住所) 生年月日とも 貴電のとおり 確認した。 未側とも 連絡の上お申越 せとおり 取り計らわれた		
GB-1		外務省 回覧番号

2056



1700

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 25346 平 亜北
ジャカルタ 10月4日 1051 菱
本省 10月4日 1915 着
池田大臣代理 吉良臨時代理大使

球陽丸機関長糸数清助の出発に関する件

第602号
往電オ589号に因り

糸数の出発予定はインドネシア政府の手
続遅延のため11日(今A900)に延期
となった。

Station Hotel 11月10日
231) 2511
OCT 208 (T)

配布先 亜局長、亜参、亜北

市橋(1)

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 25941 平 亜北
ジャカルタ 10月10日 1940 菱
本省 11日 0037 着
大平大臣 吉良臨時代理大使

球陽丸機関長糸数清助の出発に関する件

第612号
往電第602号に因り

イ外務省の手続遅延のため、糸数の帰国
は再び1週間延期された。

配布先 官房長、亜局長、亜参、総、亜北、東

市橋(1)

外務省

アジア局長

参事官

総務参事官

北第1896号

昭和37年10月13日

外務大臣殿

在インドネシア
吉良 臨時代理大使



球陽丸機長系数清助に対
する支替金請求の件

9月29日付往信イサ669号に刺し、球陽丸機長系数清助は現在体力も回復し、近く帰国の予定となっているところ、当館が同人の入院中支替えの金額は下記の通りにつき、船主に連絡の上、同額相当の米貨を東銀在ニューヨーク支店の当館口座に送金方御取計いをお願いする。

記

貸付金	RP. 3,000.00
衣料品	" 349.00
査証手数料	" 190.00



GA 般旅券給付

回覧番号

外務省

並北 3045

計

RP. 3,539.00

(以上) (\$28,66)

RP 46 = #1

GA-6

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 26735 平 臣北

シカルタ 10月17日1501発

本省 17日1904着

大平大臣 吉良臨時代理大使

球陽丸機長糸敷清助の玉送に関する件

米630号

住電米612号に關し

糸敷は28日当地発のGA900でマニラ
に向い同地より米軍用機で帰国する。沖繩
着日時については在リボン米大使館より
沖繩の高等弁務官に連絡が為るはず。なお
糸敷は腹部の手術跡が化膿したので切開し
たが、旅行には差支えない由。

了

配布先 官房長、運局長、運務総、臣北、東

十月十八日特送局へ
本局通信部へ
通信部へ
電報

小
に
(本)

要字 部 発信係 第 33419 号
昭和 37 年 11 月 2 日 13 時 20 分発

電信案 (分類)

第 432 号 (LTP) (大至急)
大 臣 主管 アジア局長
政務次官 下部参事官
事務次官 アジア局参事官
外務密議官 主任 北東アジア課長
官 房 長 起案者 電話番号 408

南京アジア課長

臨時代理 大臣 務 在 吉良 臨時代理 総領事
臨時代理 大臣 務 宛 大平 大臣 務 総領事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

20 25

信 課 電 檢 濟 閱 1305

件名 決断着換船「銀洋丸」緊急X塔に南加洋
所 (神運箱)
振興水産部属換船「中ノヨウ丸」(155吨、船長
夕任、カツオ)は船員カミセド、マサル(21才)外
ノカ、肝臓障害のため、日、P-ポイントに緊急
X塔に予定はなし、本件は、事前許可取付

GB-1 外務省 回覧番号

その他、~~下~~ 至急手配あり左 ~~37年11月2日~~ 電
ありた。

電信案(乙) 外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 29373 平 東
ジャカルタ 11月5日1031発
本省 5日2013着
大平大臣 吉良臨時代理大使

沖縄籍漁船「銀洋丸」の緊急入域の件

第660号

貴電第432号に関し

(貴電3日午後接到)海軍省より5日貴電の趣旨を第6海軍司令部に対し打電した旨連絡越した。

了

配付先 官房長、亜局長、亜参、総、亜東、北

嘉(五)

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

昭37 30213 平 北
ジャカルタ 11月10日18時25分発
本省 11日10時06分着
大平大臣 吉良臨時代理大使

沖縄籍漁船銀洋丸の緊急入域の件

オ667号

往電オ660号に用し

6日付AMBOM 港灣局長発海軍省宛電報によれば銀洋丸は3日12時同港に入港病人を同地市民病院に入院せしめた上出港の趣で病人は回復後ジャカルタ經由歸国せしめ予定の由。なお詳細については海軍省に調査方依頼中。

(了)

配付先 官房長、亜局長、亜参、総、亜東、北

加

外務省

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 30502 平 亜 北

ジヤカルタ 11月14日/45/發

本 省 11月14日/848着

大 平 大 臣 吉良少時代理大使

沖繩籍渡船銀洋丸の緊急入域の件

第673号

往電オ667号

10日付アンボン移民局長發当地中央移
民局長あて電報によれば、病人一名あるの
日間の治療を必要とする旨診断され、銀洋
丸は入港後48時間^内アンボンを發港し
た由。

なお 入院費並びに病人及び移民局護衛
者のアンボン、ジヤカルタ間旅費をどの國が
保証するやにつき移民局より問合せがあつ
たのでアメリカ領事と打合せたところ、同

外務省

11月12日
特電
局へ
送付
済み
橋
（リ）
（カ）

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あ
れば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

領事は沖繩のアメリカ高等弁務官に電報す
る旨語った。

(了)

配布先、官係長、亜局長、亜参、總、亜東、亜北

外務省

2月20日外務大臣宛古内大使宛電報

米船平和丸の拿捕の件

米船平和丸(174トン、船長下関市和田商店船主)

主沖繩、南洋水産)は、20日14時13分頃 ^{北緯} ~~東経~~ 5.50

~~東~~ 東経119.20分の海上(フィリピンの主張する水域

内とみられる)にてイボネ号(警察船か海賊船

か不明)に接船され、以後連絡を断つてゐる。

貴国政府に対し至急事情調査方申入れの上

善処ありたく結果 固電ありたい。

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

37 3050ス 平 匪 北
 ジヤカルタ 11月14日/45/發
 本 省 11月14日/848着
 大 平 大 臣 吉良少時代代理大使

沖繩籍渡船銀洋丸の緊急入域の件

第673号

往電オ667号

10日付アンボン移民局長發当地中央移民局長あて電報によれば、病人一名が20日間の治療を必要とする旨診断され、銀洋丸は入港後48時間^{内に}アンボンを發港した由。

なお 入院費並びに病人及び移民局護衛者のアンボン、ジヤカルタ間旅費をどの國が保証するやにつき移民局より問合せがあったのでアメリカ領事と打合せたところ、同

11月12日
 特電局へ送附済み
 橋

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

領事は沖繩のアメリカ高等弁務官に電報する旨語った。

(P)

既布先、官房長、亜局長、亜参、總、亜東、亜北

2月20日外務大臣宛古内大使宛電報

米北平和丸の拿捕の件

米北平和丸(174名乗組、船長下関市和田商店雇船

主沖繩、南洋水産)は、20日14時13分頃 ^{北緯} ~~東経~~ 5.50

^分、東経119.20分の海上(フィリピンの主張する水域

内とみられる)にてイタリヤ船(警察船か海賊船

か不明)に接船され、以後連絡を断つてゐる。

貴国政府に対し至急事情調査方申入れの上

善処ありたく結果 固電ありたい。

① 長類課長
② 北東アジア課長
③ アジア局長
④ 参事官
⑤ 総務参事官
⑥ 南東アジア課長

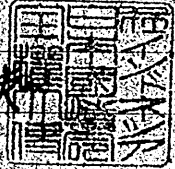
秘

左 勘 文 142 第

昭和38年3月30日

外務大臣殿

在インドネシア
古内大 使

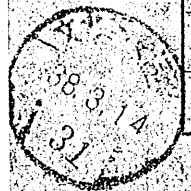


第35平和丸及び第8海耕丸
の拿捕に関する件

往電第111号に關し、第35平和丸及び第8海耕丸の釈放に關する旨の当方の措置振りが本使の要望事項等、既報の分と重複する点はあるが、ここに一括取り纏め下記の通り報告する。

記

(1) 2月21日御訓電に接し、別添(Ⅰ)口上書字の通り館員をして「外務省及び海軍省」に対し、第35平和丸の動静調査を要請せしめた。次いで同日夜再び御訓電に接したので、22日直ちに館員をして別添(Ⅱ)口上書字の通り南原省に対し、第35平和丸及び第8海耕丸の釈放方を要請せし



GA-6

亜東 526

外務省 38.3.14

めると共に、本使がマルタデイツタ海軍大臣及びス
ウイト外務次官に上記の趣旨を申入れたことは
累次電報を以て御報告の通りである。2月26日
に更し、海軍省作戦部長 Nimpao 中佐から館
員に電話連絡があり、両横船は25日には釈放の運
びとなっている旨とのことであつたが、当方の要請
に対する海軍側の措置振りにつき更に詳細な報
告を入手するため同日館員をして同中佐を往訪せ
しめた。その際 Nimpao 中佐は「現在マカッサル
及び、タラカン海軍基地、第5海軍司令部及びマン
ダラ司令部(共にマカッサル)に対し電報し、第一回目
は横船の状況を伺い合せ、第二回目は両横船が
領海侵犯等の違反行為がある場合は早急に措
置の上、釈放するよう指令した。しかるところ24日
にタラカン検察庁が両横船をマカッサルに連行
するための許可取付を申し入れたことが判明した
ので、同日直ちに電報し、既に検察庁の手にあつ
た両横船を海軍が再び引取つた後、戒告の上
釈放するようマダラ司令部に指令した。25日早
朝同司令部から右指令をタラカン海軍基地に伝
達した旨の電報を受理したので、25日には釈

GA-6

外務省

No. 32(A)

February 22, 1963.

別添(II)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Department of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia and, with reference to the Embassy's note verbale No. 30(A) of February 21, 1963, has the honour to transmit the following advice which the Embassy has received from its home Government.

No.35 "Heiwa-Maru" was apprehended by an Indonesian patrol boat at the point of the North Latitude 1°50' and the East Longitude 119°20' around 14:13 hours on February 20, 1963 and was taken to Tarakan.

The Embassy will be grateful if the Department would be good enough to use its good offices with the Indonesian authorities concerned, so as to release immediately the said vessel and her crew-members.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Department of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

The Department of Foreign Affairs
of the Republic of Indonesia,

D J A K A R T A

No. 31 (A)

February 22, 1963.

The Embassy of Japan presents its compliments to the Department of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia and has the honour to transmit herewith the advice which the Embassy has received in a cable from its home Government.

No.8 "Kaiko-Maru", a fishing boat (99 tons, owner: Mr. Tokutaro Nakagawa, 17 crew-members including the captain Takeharu Sakamoto) was captured on Sulawesi sea by an Indonesian patrol boat at and around 13:40, on February 20, 1963 on the position of lat. 2°11'N and long 119°03'E and taken to Tarakan.

In this connection the Embassy of Japan will be much grateful if the Department will be good enough to use its good offices with the Indonesian authorities concerned, so as to release immediately the fishing boat and her crew-members.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Department of Foreign Affairs the assurances of its highest consideration.

The Department of Foreign Affairs
of the Republic of Indonesia,
D J A K A R T A

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

3.8 1953 暗 亞東 (印)
ジャカルタ 3月15日 1630
本省 16日 1143
大平大臣 吉内大使

オノ5平和丸の拿捕に関する件 (印)

オノ5号 極秘

電信オノ42号に関する

1. さきにオノ海耕丸と共に拿捕されたオノ5平和丸に関し6日当地米園大使館は当國政府に対し抗議を用意中の趣にて、本館員に対し抗議文案につき協議をおめて来た。館員よりは両船とも既に拿捕の経験のあるものなることを説明し、日本政府として釈放になった今引続き抗議をする意向ありや否やは承知出来ないが、寧ろ問題の複雑化を避けるためにこれ以上の深追いはしない方

一俵(封)

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

針ではないかと述べ、米側がオノ5平和丸に関し沖繩漁民保護のジエスチヤとして抗議されるのも奇方からとせ尋常言状にはゆかぬが少なくとも平和丸の漁労してあつたような事を自認するが如き文章は適當でないとして、同大使館起草文書の訂正を求め先方もこれを了承した経緯がある。なお平和丸は武器保有の嫌疑(漁業のためではない)で船檢捜索を受けたものらしく、その際船内ラジオの部品等を持去られていた事実はある趣である。
2. 更に13日米園大使館長は本館員に対し前記拿捕事件については日本が *pre-dominant interest* を持つことと鑑み抗議の発出は一應差控え、目下ワシントンに請訓中でありまた東京にも事情を連絡した旨語った。
3. 本使としてはこの問題は両船とも無事

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

釈放を見た今日表立った抗議などによって
事を荒立てない方が得策と存する。米側の
以上の動向もあり何分の儀即回示相俟たせ
たい。(3)

配所先 大臣、次官、外務官房長、^米情各
局長、^米参、^米参、総、^米東西、^米北、^米情道
内、外、各課、^米北

要字 部 発電係 *JK* 総第 6661 号
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 *422* 電信案 (分類 41-2-24-10-12)

略 略 第 59 号 (41-12)
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 員
主任 北沢局長 参事 北沢局長
起案者 *JK* 電話番号 443

南東アジア課

KOSHI DJAKARTA

在 *インドネシア* 参 藤 ^{臨時代理} 大 公 使 宛 推 名 大臣 務 総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

件 名 *オーストラリア拿捕事件*

1. *沖繩* 丰 船 *オーストラリア* は、2月19日
北緯 125 度 28 分 東経 3 度 13 分 の 地 点 で
インドネシア 警備艇 に 拿捕 され、Sangihe
諸島 の Taruna に 連行 され た 旨 同 航 船 より

GB-1 外務省 回覧番号

享 濟 24 688

無線連絡がある。沖繩、米国民政府
は、~~貴地~~ 貴地米国民政府に通知し、
インドネシア政府と折衝して理由による
が、^{地、政治状況及び外交関係} 貴地、米国民政府、地位、故もあ
る。米国民政府に何等の回信も得ていない
こと、米国民政府に本件拿捕の理由
が不明である。理由による。
2. ついては、^{インドネシア} 貴地国内に本件に相当する
関係者を発見して理由による。貴地
米国民政府とも連絡の上、インドネシア
政府に対し、拿捕の理由、同船は現在
在りたる状態にあり、そのが釈放
の時期、見込等につき問合せ、上回
電あり。

GB-3 外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政務次官	官
務次官	房
臣官	審長
総人電管	
候文	課
国参資	
長調	
北東	
長総中西	
北米	
長保	
中参南旅	
移長総住	
欧参英	
長西東	
近近	
ア長	
経	
次調国米ア	
二カ	
参商	
統ヲ	
総国	
一過	
長	
経参経賠	
協政技	
長	
条参協	
長条規	
国参経科	
長政社専	
備参内	
長道外	
文文	
長	

総番号(TA) 6878 米北
 66年2月28日14時00分 ジャカルタ 発
 66年2月28日17時35分 本省 着
 外務大臣殿 斎藤 (大使) 総領事・領事

才8 惠洋丸拿捕事件

才332号 平
 貴電才59号に因り

28日寺田をして当地米大使館員と共にイ
 外務省領事局スカワテイ次長を往訪事情を
 聴取せしめたところ、先方は本件について何
 も関知しておらず至急海軍当局に連絡の上
 回答する旨約した由。

(丁)

か

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政務次官	官
務次官	房
臣官	審長
総人電管	
儀文会厚	
国参資	
長調	
北東	
長総中西	
北米	
長保	
中参南旅	
移長総住	
欧参英	
長西東	
近近	
ア長	
経	
次調国米ア	
二カ	
参商	
統ヲ	
国	
一過	
長	
経参経賠	
協政技	
長	
条参協	
長条規	
国参経科	
長政社専	
備参内	
長道外	
文文	
長	

総番号(TA) 7190 米北
 66年3月2日14時00分 ジャカルタ 発
 66年3月2日17時33分 本省 着
 外務大臣殿 斎藤 (大使) 総領事・領事

才8 惠洋丸拿捕事件

才350号 平 至急
 往電才332号に因り

2日寺田をして米大使館員とともにイ海軍
 省担当官ブルオノ大尉に確かめさせたところ、
 先方は日本件をメナド海軍基地に打電し
 ており、回答あり次方通報する旨約した由。

(3)

か

要写 部
 発電 総第 7609 号
 昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長
 電信案 (分類. 3-3-17-03)

暗 略 平 第 73 号 (LTF)
 大 臣 官 房 長
 政 務 次 官
 事 務 次 官
 外 務 審 議 官
 官 房 長
 主 管 北 米 局 長
 参 事 官
 主 任 北 米 課 長
 主任 吉田 電話番号 398
 起案 昭和 41 年 3 月 3 日

在 インドネシア 育 藤 臨時代理 大 公 使 宛 推 和 大臣 發 総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

件 名

第 8 惠 洋 丸 拿 捕 事 件

貴 電 第 350 号 同 旨

総 理 府 より 沖 繩 水 産 高 校 練 習 船 「海 洋 丸」

は、
 如 又 ナド 附 近 航 行 中、乗 組 水 夫 具 志 堅

信 行 が 盲 腸 炎 の 為、同 船 2 月 21 日 ナド 緊 急

GB-1 外 務 省 回 覧 番 号

入 港 し、翌 日 同 人 市 内 の 病 院 入 院 治 療 せ ら れ び
 退 院 せ ら れ、同 人 引 取 り の 為、海 洋 丸 再 入 港 の 許 可 を
 要 請 せ ば、入 港 を 拒 否 せ ら れ ぬ 事 有 り。又、第 8
 惠 洋 丸 の 釈 放 の 際、同 人 引 取 り 乗 船 せ ら れ ば、
 人 才 引 取 倒 の 了 解 を 取 り 付 け ら れ ば、自 要 請 裁 断 せ ば
 可 也。又、第 8 惠 洋 丸 の 釈 放 の 際、具 志 堅
 を 引 取 り 乗 船 せ ら れ ば、貴 地 米 大 使 館 へ
 連 絡 上 貴 任 回 答 等 有 旨 の 了 解 を 取 り 付 け ら れ ば、
 可 也。第 8 惠 洋 丸 の 船 主、船 長 等 同 人 の
 乗 船 せ ば、同 意 せ ぬ 事 有 り。

GB-3 外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大 政 務 次 官	外 官 房 長
大臣	参 事 官 兼 長
(総) 人 電 営	
儀 文 会 電	
(参) 参 資 参 事 官 兼 長	
(参) (東) 参 事 官 兼 長	
長 参 事 官 兼 長	
(北) 参 事 官 兼 長	
中 参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	
参 事 官 兼 長	

総番号 (T A) 8064 半北
 66年3月8日 14時00分 三ツ知内 発
 66年3月8日 16時39分 本省 着
 外務大臣殿 齋藤 [大使] 総領事・領事

第8惠洋丸拿捕事件
 貴電第389号 平
 同日寺田をしてイ海軍担当官に確めさせ
 たこと。第8惠洋丸はインドネシア内水域
 に許可なく侵入したため拿捕されたもので
 あり、目下取捕中なると近く釈放される筈。
 同船釈放の際は米大使館よりの依頼もあり
 具志堅を乗船せしめると旨答へた由
 (7)

岡本 山形

発電係 総第 9428 号
 昭和 年 月 日 時 分 発

電信案 (分類 3-16 18-28)

略 略 号	第 108 号 (1111) 至急	
大 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 参 議 官 官 房 長	主管	北米局長 参事官 北米課長
	主任	北米課長
		起案 昭和41年3月16日 起案者 老刀 電話番号 325

南東アジア課長 齋藤

在 インドネシア 齋藤 臨時代理
 大 参 事 官 兼 長 宛 推 任 大臣發
 総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛
 総 領 事

件 名 第8惠洋丸拿捕事件
 貴電第389号に同じ

この後状況調査ありたり。

16 82

写 済

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政專外官
務務房
次次審長
巨官官審長

人電管

議文会厚

参参

参参

参北

参中

参保

参南

参南

参往

参英

参東

参近

参近

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

参参

総番号(TA) 9520

米北

66年3月18日12時00分 ジャカルタ 発

66年 月/日/時分 本省 着

外務大臣殿 有藤 (大)・総領事・領事

ワ8 惠洋丸拿捕事件

才509号 平
貴電ワ108号に因り

米大使館にも未だ回答なき趣につき、伺
として米大使館員武官と共にイ海軍省担当
官を、往訪回答を督促せしめる予定である。

持込、花米、直伝済

了。

要字 部

発電係 総第 10469 号
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 電信案 経 3-24 19-36

略 略 ④	第 119 号 至 急	起案 昭和 41 年 3 月 24 日
大 臣	主管 北米局長	渡辺 昭彦
政 務 次 官	参 事 官	
事 務 次 官	主任 北米課長	後藤 電話番号 444
外 務 審 議 官		
官 房 長		

下南東アジア課長 法規課長

本件經紀9室を詳細調査の上、日米両国の
已解に「公海」上の事件であるが、判例
に依り、1940年の控訴を以て解決行
った事だ。

在 任 代理 育藤 権 名 大臣 務
総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛
総 領 事

件 名 才 子 恵 洋 丸 拿 捕 事 件

貴 電 才 389 号 12 宛 上

24 日 総 理 府 特 達 局 刊 運 送 係 12 号 1 号
別 報 在 公 海 運 送 係 12 号 1 号 同 様 在 運 送 係 12 号 1 号
才 子 恵 洋 丸 は 裁 判 の 結 果 罰 金 刑 2 万 圓 だ

現 地 通 貨 を 持 合 っ た 為 2 万 圓 だ

GB-1 外務省 回覧番号 406

専 済

24 109

物 波 の 上

~~才 子 恵 洋 丸~~ 24 日 午 前 10 時 才 子 恵 洋 丸
出 港 寸 前 ~~才 子 恵 洋 丸~~ 同 船 才 子 恵 洋 丸
~~才 子 恵 洋 丸~~ 無 電 運 送 係 12 号 1 号 同 様 有 運 送 係 12 号 1 号
加

GB-3 外務省

北米局長

参事官

北米課長

3月24日 那覇発

外務大臣 椎名悦三郎 殿

東洋丸 24日無事解放されました。

此迄、お尽力に対し厚く感謝申し上げます。

琉球政社行政主席

GA-6

外務省

準備委 中絶事務所 転報 2 1/9 対策所 振興 1/9 秘# 記 云 補 記

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政選外外編管
務次 典房
官官審審長長
備備人電厚計
備備文会管給
長
参調析企
参移

参地中
長 北東西
参北保
参南
参西東洋
西東

参近ア
次総(国)万
参留統
参政技二
国一理
参条協
長園 参政経科
長 参社専
参内
文長

総番号(TA) 42472 主管
70年 月 日 17時00分 付不印 発 了 第2
70年 8月 28日 15時19分 本省 着

外務大臣 殿 入木 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理
アンボン港緊急入港漁船の処理状況等

第1344号 平
1. 26日当地ミツイ物産駐在員事務所より、同社アンボン駐在員から同港へ緊急入港する漁船の処理上の状況につき次の通り24日連絡があつた旨当館に報告された。
「同駐在員は従来本来の業務のかたわら専ら好意的に同地における邦人、特に漁船員の世話に当たってきたところ。最近同港に入港する本邦漁船(オキナワ船を含む)の数が急激に増加し、ねん料費または病院入院費に多額の立替払いを行なっているが、その費用の船主からの返済遅延のため事務処理上困却している。また、上陸船員の言動の悪いこととアンボンの官・民のひんしゆくをかかつており、殊に最近海軍基地内(緊急入港漁船は通常同基地さんばしに接はんする)で、船員同志がいんしゆの上乱闘事件を起し右解決を海軍当局より依頼される等海軍当局の悪評をも買っている。もしこれを放置すれば漁船(オキナワ船を含む)のみならず日本人全般の評判は益々悪化する一方前記駐在員は付近の木材産出地BUREU, SERAM, TALIABU, SANANA島に出張する機会が多いので、かかる際

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に前述の如き事件が発生すれば重大な結果をまねくおそれがあるかも知れずとして今後の事態をゆう慮している。」

2. なお、同駐在員からの連絡によると、5月以降同港入港の主なる漁船（オキナワ船を含む）に対する処理状況次の通り。

(1) 第18和まる（船籍：ムロト市、船内でのふしよう事件により5月21日入港、ひ害者小島ミネオ入院、6月6日退院ミツイ木材船で帰国）

(2) サキガケまる（オキナワ船、ねん料補給のため8月8日単独入港、船員が海軍基地内でいんしゆの上乱闘事件じゃつ起）ねん料その他立替代金75,000ルピア。

(3) 第38ミヨウセイまる（船籍：ワカヤマけん、船員ナガハマ・アキオ病気のため7月22日入港、8月20日空路帰国）治りよう費160,665ルピア

(4) 第1コウホウまる及び第1コウエイまる（何れもオキナワ船、ねん料補給のため入港）ねん料立替代金は支払済み。

(5) ホウコウまる（東京船舶チャータ船、船員けがのため8月14日入港、入院、8月19日空路帰国）治りよう費235,530ルピア。

3. ついては、同地への名よ領事及び連絡員の任命等本件

— 2 —

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の長期的対策については別途具申する所存であるが、差当り前述の事情御けん察の上、日・イ漁業取極の運用及び更新問題にも悪影響のあり得ることをも御かん察いただき、上記立替金の至急処理ならびに船員の言動についての自しゆくにつき漁業組合を通し船主側に強く注意喚起する等然るべく御指導願いたい。

スラバヤへ転送した。

(P)

→

大政事在外監督
 事務次長 典房
 大臣官舎審議長 兼 通人電厚計
 機務文会當給
 國資長 參調折企
 例移長 參領移
 參地中東
 長 北東西
 參北北保
 長 中南游欧
 參西東洋
 長 西東
 亞東一
 45.10.-3
 受付
 近ア長 參書近ア
 長 次級経国万
 長 參實統三
 長 參政技二
 長 協協長 参 國一運
 長 參条協協
 長 參政経科
 長 専社専
 長 參道内外
 長 一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

285

総番号(TA) 48887 主管
 70年 月 日 14時00分 イドネシヤ 発着
 70年 10月 2日 16時40分 本省 着 陣之
 外務大臣殿 有田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

アンボン港緊急入港漁船の処理

第1509号 平
 往電第1344号に關し
 1. 水、ねん料の補給、負しよう船員の入院等のためアンボンに入港する本邦及びオキナワ漁船に対し、同地ミツイ物産連絡員が本来の業務処理のかたわら、専ら好意的に船員の世話、必要経費の立替等の便ぎを供与しおことは冒頭往電にて御報告申し上げた次第なるところ、1日当地ミツイ物産駐在員事務所より、最近アンボン入港漁船が急増したため、アンボン連絡員の本来の業務遂行をいちぢるしくそ害しておる一方、漁船に対する費用立替え払いの増加により当地駐在員事務所もアンボン連絡員事務所も立替える余ゆり金がなくなり、個人資金から立替える現状であるので、(8月中における立替金約45万ルピア)下記の点につき御配慮をお願いしたい旨当館に依頼越した。
 (1) 日本及びオキナワ漁業組合からアンボンに駐在員を派遣し、入港漁船に必要な費用の支弁は同駐在員が行なう

ナハ 沖電 報 兼 以 東 京 手 続 所 記 一 〇 〇 〇

借

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

よう措置方御配慮願いたい。
 (2) 早急に領事館の設置または名譽領事の任命につき御配慮願いたい。
 (3) 上記(1)及び(2)の実現までの間事情の許す限りアンボン駐在員に引続き協力せしめるも、諸費用立替え払いのためには米貨2,000ドル程度を同連絡員に寄託方御配慮願いたい。
 2. ついては、上記事情御けん察の上、差し当り前記(3)につき特別の御配慮をたまわりたく、何分のぞ御回電願いたい。
 スラバヤに転電した。
 (丁)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 略 略 (平)	総第 23.002 号
平文	第 1145 号	昭和 45 年 10 月 23 日 14 時 44 分
	大至急 (至急)	普通 LTF 発電係 一 代

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 金沢参事官 栗野参事官 南アジア課長	主管局通譯 (案) 名 亞東二 起案 昭和 45 年 10 月 23 日 起案者 米田 電話番号 729
---	---	---

協成先 北米一課長 北米一課長	大使 臨時代理大使 おは 外務 大臣 宛 あて
----------------------------------	----------------------------------

電報 在 名 スラバヤ 沖繩大使 大使 臨時代理大使 総領事 代理 宛 あて

アボシ港緊急入港漁船の処理
 貴電才1509号2 および往電才1035号の宛に
 本邦の... その後... 関係業界
 とし鋭意検討した結果、本邦および沖繩
 両関係業界... それぞれ米貨1000トン
 ...計2000トンの金を今後共同

北米一課長
 金沢参事官
 栗野参事官
 南アジア課長
 北米一課長
 臨時代理大使
 スラバヤ
 沖繩大使
 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 宛
 あて

2

使用する... 右金額... 三井物産
 アボシ駐在員に11月中旬迄に送金...
 ... スラバヤ 沖繩に転電...
 (3)

（開覧番号 3106） 外務省電信案

略号	略号	略号	略号
平	略	略	略
総第	27	002	号
第	524	号	
昭和	46	6	27
日	11	08	
至急	至急	普通	LTF
発電係	高島		

主管	アジア局長	主管局長(室)名	ア東2
政務次官		起案	昭和46年6月27日
事務次官	栗野参事官	起草者	高島 2444
外務審議官			
外務審議官			
協賛先	法規課長		

インドネシア大使 臨時代理大使
 在 不 総領事 代理 外務大臣 発
 在 スラバウ 大使 臨時代理大使
 在 存名 総領事 代理 あり

日本漁船の臨検

1. 27日朝 海上保安庁からの連絡により
 同日午前7時40分頃 才15桂丸(134
 18名乗組) カツウラ 4474トヨコ
 ト、和歌山県勝浦市の 宗本隆義 所有
 マグロ漁船) が ~~スラバウ~~ Flores 島
 の南25マイルの地点 (S 9-10, E 121-30)

162
 字
 済

にては之らの引揚げ作業中、インド
 ネシア警備艇に威嚇発砲され、
 船長 熊浦敏文 及び機関長が運行
 した。その後機関長のみは帰した
 ため、船長は航海日誌等の書類を
 もって警備艇とともにいすれがに
 連れ去られたとのことである。

2. 才15桂丸は、バンダ海における操
 業許可を持っており、同船から海上保
 安庁への通報によれば、臨検運行
 の理由は領海内で操業したことの
 ようであるが、何分にも言葉が通じない
 ため、明確な理由は不明の由。また
 同船は警備艇に連いて ^パクラウに
 来いと指示を受けた由であるが、

警備艇の姿を見失い、どうしてよいか
とまどっている趣。

3. 同船は、船長をおいたままでも直ちに
に帰国したいと希望している由であるが、
とりあえず海上保安庁を通じ現場
にまどらせるよう指示に依りたところ、
至急、御当局に対し、本件事情
を照会するとともに、船長の早期
釈放を申し入れられたく、結果回
電ありたい。

スラバヤに転覆した

31

電信案 (分)

略 平 総第 28 039 号

第 570 号 昭和 46 年 6 月 28 日 12 時 54 分

大至急 至急・普通・LTF 発電係 ③

大至急

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 事務官 栗野参事官 南アジア課長	主管局部署(室)名 南アジア課 起案 昭和46年6月28日 起案者 電話番号 あ嶋 2447
---	---------------------------------------	--

在 インドネシア 大使 臨時代理大使
総領事 代理 外務 大臣 発

在 スラバヤ 大使 臨時代理大使
総領事 代理 外務 大臣 発

件名 カツラ
カ15 桎丸

往電カ 564 号に關し

水産庁との連絡によれば、カ15 桎丸の

船主は同船を至急船長が運行せしめ港へ

出頭せしめたいといひるので、同船長の運行

先とイ側を確認の上、結果回電あり、スラバヤに転電した。

写 済

34

注意

1. 本電の取扱いは郵の兩せられた(号)
本電の取扱いは郵の兩せられた(号)の
本電の取扱いは郵の兩せられた(号)の
本電の取扱いは郵の兩せられた(号)の

ソカヒ
大政事務次官
外務審議官
儀人電厚
高文会営

電信写

調査長
参企折調
参領旅移

参地中東
長北東西
参北北保
中南審
参一
参西東洋
長西東

近ア長
参書近ア
次総経国

長経協長
参貿統
参政技二
国一理
参条協規
長国
参政経科
長情長
文

総番号(TA) 33342
71年6月28日10時00分 イドネシア 主管
71年6月28日15時29分 本省 発着 陳

外務大臣殿 八木 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の臨検

第783号 略 至急

貴電ア東2第564号に關し

1. 28日朝取りあえず落合をしてイ海軍涉外課長及び情報部副部長を通じ、速やかなる釈放方申入れさせた。なお、申入れにあつて当方から同船がそう業中であつたことはあえて説明せず釈放要求を行なわしめたが、イ軍からは特にこの点についての追及はなく、単にそう業許可証の有無を問うたので、所有している旨強調しておいたところ、先方は至急調査及び善処方約束した趣。

従つて今後の調査においてイ海軍現地当局が同船がそう業中であつた旨の確証をもつており、これを理由に釈放を拒否した場合、本件の釈放は長びくことも予想される。

2. 本件の如くパンダ海域以外のインドネシア内水域でそう業を行なうこと、法的論議は別として、だほされた場合その釈放は非常な困難が伴うことが予測されるところ、この点関係方面へよろしく注意喚起方願ひする。

スラバヤに転電した。

(了)

外務省

192

ソカヒビ
大政(外儀官) 事務次長 典房
臣官官審審長長 儀(人電厚計) 文會管給
調査長 参企析調
領移長 参領旅移
長 参地中東
北西
米長 参北北保
中南審 参一
歐長 参西東洋
西東
近ア長 参書近ア
経 次総経国資
源
長 参質統国万
経協長 参政技二
条 国一理
長 参条協規
国 参政経科
長 軍社專
情長 参通内外
文長 一二

注意 (部の内)
枝村孝利 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

89

電信写

総番号(TA) 32381 主管
71年6月28日 17時00分 インドネシア 発着 ア東2
71年 月 日 19時22分 本省

外務大臣殿 八木大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の臨検

第784号 平 至急

貴電ア東2第564号及び往電第783号に関し
28日サイトウをして外務省領事局長を往訪せしめ、口上書をもつて冒頭貴電の趣旨を伝える(ただし側との交渉の都合上、第15かつらマルのそ業の事実及び警備ていを見失つた後の動せいに触れず)とともに、本件事情の究明及び船長の早期釈放方申し入れておいた。
スラバヤに転電した。
(了)

外務省

ソカヒビ
大政(外儀官) 事務次長 典房
臣官官審審長長 儀(人電厚計) 文會管給
調査長 参企析調
領移長 参領旅移
長 参地中東
北西
米長 参北北保
中南審 参一
歐長 参西東洋
西東
近ア長 参書近ア
経 次総経国資
源
長 参質統国万
経協長 参政技二
条 国一理
長 参条協規
国 参政経科
長 軍社專
情長 参通内外
文長 一二

注意 (部の内)
枝村孝利 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

207

電信写

総番号(TA) 32383 主管
71年6月28日 17時00分 インドネシア 発着 ア東2
71年 月 日 19時27分 本省

外務大臣殿 八木大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の臨検

第786号 平 大至急

貴電ア東2第564号、第570号及び往電第783号に関し
1. 28日朝落合がイ海軍情報部副部長に釈放要求せる際、わが方から冒頭貴電第564号2、のPAKURAKUに言及せるところ、同副部長はそのような港は知らないのと、日本船員のきき間違いではないかと述べたので、わが方から「いつれにしてもだほ地点の近ほう海軍基地と思われるので、同海域付近の所管海軍管区を調査されるよう」船長の釈放を含め要請しておいた。
2. 28日ひる貴電第570号に基き、再度副部長に問合せるところ、「未だ現地からの報告もなく、かつ中央からの電報の返事もないので不明」との回答であつたので、落合から「同海域付近所管のそれらしき基地名を知らせてもらいたい旨要請せるところ、同大さは若干の時間的余ゆうを得たい旨答えた。
3. 御高承の如く当国は通信事情が悪く、技術的及び事務処理能力のひん困からみて、船長の連行先を確認するには

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

なお時間がかかる見込み。
スラバヤに転電した。

(了)

(物田事務長に写交付済 2100. 電信済)

注意 (部の内 号)

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 39766
71年6月30日 19時16分 伊予 発
71年6月30日 19時14分 本省 着
外務大臣殿 八木 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の臨検

第790号 平 至急

往電第786号 関し

30日朝落合がイ海軍情報副部長プロボ大さに問合せたところ、同大さは、海軍本部から現地へ早速問合せているが、未だ回答を得ていない。従つて船長の進行先も明らかでないが、臨検をうけた水域から判断しアンペナン (ロンボック島) またはクーパン (チモール島) の海軍基地において船長の動向がつかめるのではないかと思つたと語つた。

スラバヤに転電した。

(了)

- ソカヒ止
- 大政事務次官 典房
- 大臣官舎審判長 長
- 機務長 電厚計
- 書文会営給
- 調査長 参企析調
- 移長 参領旅移
- 長 参北北保
- 長 参西東洋
- 長 参西東
- 近ア長 参書近ア
- 長 参資統
- 長 参政技二
- 長 参条協規
- 長 参政経科
- 長 参軍社專
- 長 参道内外
- 長 参文

- ソカ
- ヒレ
- 大政外外儀官
- 事務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀儀人電厚計
- 書文会當給
- 調査長
- 参企析調
- 参領移
- 参領移
- 参地中東
- 参北北保
- 参一
- 参西東洋
- 参西東
- 東二
- 46.
- 受付
- 参書近ア
- 次総経国資
- 参貿統三万
- 参政技二
- 参条協規
- 参政経科
- 参軍社專
- 参道内外
- 一二

注意 (部の内 号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

94

電信写
 総番号 (IA) 32723
 71年 6月 30日 11時 55分 インドネシア 発
 71年 6月 30日 14時 14分 本省 着 東2

外務大臣殿 八木 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の臨検

第792号 平 大至急

貴電ア東2第570号及び往電第784号に関し

30日領事局長よりサイトウに対し、第15かつらマルは許可水域外でそう業していたので、警察当局が臨検の上、船長をチモール島クーバンに連行した旨連絡越すとともに、同船をCHIEF OF POLICE, KUPANGに出頭せしめるよう申し越したので、右至急船主に連絡ありたい。

スラバヤに転電した。

(了)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (振記・記の朱印)	符号表示 暗 略 平	総 02 109-2
第 3799 号	昭和 年 月 日 時 分 発	46.7.2
大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係	JP

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主官 アジア局長 参事官 兼野参事官 南アジア課長	主管局部課(室)名 東二 起案 昭和46年7月2日 起案者 電話番号 小嶋 2447
---	---------------------------------------	--

協議先

インドネシア 大使 臨時代理大使
 在 スラバヤ 総領事 代理
 あて 外務 大臣 発

電 在 大 使 臨時代理大使
 報 在 総領事 代理 あて

件名 日本漁船の臨検

往電合ホ3759号に関し

1. 2日才15粒丸船主は和歌山県鯉鮪漁業関係者等とともに本省に対し本件の早期解決のため格別の配慮方を陳情越

済

187

(※印欄内は電報略記)

(昭和四二七一改正)

その際同船主は今回の事件は^{カマ}才15粒丸が民間漁業取極に違反せしめに発生したものであることを認め、出来得れば船体・漁具等の没収の措置^{これ付しお処分と受入の意向を示すこと}によること^{うす}と罰金の支払いで解決し、改し旨の希望を述べた。

又、これに対し右方より、本件は国内法に基き裁判に付せらるる公算が大であり、民間漁業取極発効以前の発生した同種事件の例に鑑みても、解決までには相当の日時を要するのではないかと思われるが、とりあえず希望の趣旨を関係出先公館に伝之早期解決の^{側面から協力}努力すべき旨を述べるとともに、今回の事件が上記取極の自動延長を目前に控之た極め2タイミングの悪い時期に発生した事を指摘し、この種事件が今後を繰り返し発

側面から協力

生ずるようなことがあれば、明年に予定した取極延長交渉にも悪影響を与えることは明らかであるので、そのようなことのないよう強く注意を喚起しておいた。

なお、船主の説明によれば、同船は1ヵ月分程度の食糧を積んでいますが、若干の月以外には現金を所有していません。

3. ういでは、ジャカルタ及び現地の双方において上記1.の船主の意向および希望を側面に伝之、日本政府が不当に圧力をかけているとの印象を与えざる範囲において、出来る限り船主の希望に沿う形で本件解決を期するべく、右側りの好意的配慮を^{依頼}ありたい^{要望}

3)

ソカヒ
大政事外外官
務務典房
次次
臣官官審審長長
備総人電厚計
書文会營給
調査長
参企析調
参領移
参地中東
長北北西
米長参北北保
中南参一二
歐参西東洋
長西東
近ア長
参書近ア
経次総経国資
源
長参實統国万
経政技二
協長条国一理
参条協規
長国参政経科
専社専
参道内外
文長一二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

331

総番号(TA) 33493 主管
71年7月5日 11時35分 11時35分 発
71年7月5日 13時46分 本省 着 7時2

外務大臣殿 ハ不 臨時代理大使 総領事 代理
日本漁船の臨検

第8/0号 略 大至急
貴電ア東2合第3799号に關し
本使気付きの点等次のとおり。
1. 第15カツラまるが1968年民間取極 AGREED MINUTES 第1項(パンダ海以外でのその業自しゆく)に違反せることは事実の如くであるが、それをもつて直ちにイ側に内水宣言に惹く処ばつの権利を認めるが如き言動に出ることは、わが方内水宣言不承認の基本的立場にもとり、かつ同国の異なる法的立場をたな上げにして實際的解決を図るとの現行取極の基礎をも危くするおそれがある。
2. 従つてイ側の処ばつに対しては、仮りにこれをもく認ずるとしても、原則としてはあくまで UNDER PROTEST であるとの態度をつらぬくべきものかと考えられる。
3. 他方、民間取極違反に対する責任は、例えば第15カツラまるないしは同船船主の所有する他の漁船をも含めて CERTIFICATE の返納あるいは来年度の CER

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

TIFICATE取得のための LETTER OF RECOMMENDATION の発給拒否等により明らかにすることが考えられよう。
4. 当方としてもこの際原則論や法律論を前面に打出すことなく、御来示の趣旨によりイ側の処分が成可くけい微に済むよう努力することと致すべきも、イ側がどの程度強うな処分を考えているか不明のまま貴電3、の如き申し入れを行なつても、實際的効果も疑わしいと思われるので、当面はイ側の出方をはあくするため情報収集に努めると致したい。なお、差し当り本使心得までに上記1、及び2、の如き心構えて差し支えないか、ならびに上記3、の措置として考えられるもの如何につき大至急御回示を得たい。
スラバヤに転電した。
(丁)

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (原秘・秘の朱印) 符号表示 略 略 (平) 総第 05 032-2 号
 大至急 普通・LTF 発電係
 46.7.5 14 40

主管 アジア局長 参事官 栗野参事官 南東アジア課長
 主管局部課(室)名 東二
 起案 昭和46年7月5日
 起案者 電話番号 中嶋 2447

協議先

インドネシア [大使] 臨時代理大使
 在 スラバヤ 領事 代理 外務大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使 あり
 報 報 総領事 代理 あり

件名 日本漁船の臨検

スラバヤ来電が8号に因り

1. クーポンに出張中の有吉領事より和歌

山県勝浦漁業無線局を經由して次のと

り報告越したので連絡する。

原野参事官公邸において省長官と交

字 済

283

之警察長官と折衝した。先方は本件につ
 于船長、漁撈長等は故意による領海
 侵犯、不法操業の事実を否定しようとし
 ているが、海図その他の証拠書類からして
 右の事実ははつきりし、調査も大体終つ
 ている。本件の経緯は總べてジカカルタ
 本部に報告してあるからその処置はジカ
 カルタの指示を待たねばならぬと述べた。
 右に対し、法理上の論議は致さずし、本
 官より本事件に対する日本の国内輿論を
 説明し、オーストラリアに本件を現地警察限りの
 即決処分として処理し、裁判所に提起
 しないので欲しい。責任者(船長、漁撈長)
 は暫し現地に留めるとして、他の乗組
 員及び船体を帰国させるか、手配を要す

乗組員全員を船体とともに帰国させ、イ側が必要とする場合は責任者はいつでも現地に出現させることとし、之を互いに申し合はせ、先方は警察関係、検事局とも協議しジャカルタに連絡して早急に回答すると約束した。

(2) 本船は1日入港し、船長、漁務長、機関長を上陸させ民家に宿泊せしめていた。船員一同無事。なお、本官と本船責任者の面会は4日夜にしてくださいとのことである。

(3) 前記本官申入は、船長の了解を得る時間的余裕無きまま本官独自の判断で行ったものであるから船主の承認をとりつけ願う。なお、本件を早急

に解決するにめれば、ジャカルタ中央をpushすること必要ありと考へた。(本電は封印中の無線機を許可をもちて打電した。) 本電要旨ジャカルタ、スラバヤに然る可く転電願う。ジャカルタ、スラバヤとの電話連絡は殆んど聴取不能。国際電話は国内刊發分良好の由。因すに本官宿舎の電話番号は KUPANG 407 である。

2. 上記 1. (3) については、本方刊木産方を通し船主の了承を取りつけ済みである。先ん往電合中 3799 号 1. に於て連絡済みの船主の希望をも併せ合す置の上、イ政府中央当局に対し本件の早期解決を通電願う。

外務省電信案 (分類)

機密表示 (秘字・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 05 118 号
第 58 号	昭和 46.7.5 19 59	
大至急 至急 普通	LTF	発電係

大 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 栗野参事 南東アジア課長	主管局部課(室)名 ア東2 起案 昭和 46 年 7 月 5 日 起案者 高島 電話番号 2489
---	--------------------------------	--

法規課長

臨時代理大使
在 大使 総領事 代理 大使 臨時代理大使 代理 大使 臨時代理大使 代理

件名 日本漁船の臨検

貴電第810号及び往電ア東2合第382号に付

1. 本地方の基本的立場として本件は
 本地方の民間漁業協定違反の問題
 として、本地方の立場を認め
 本地方の立場を堅持し、民間漁業協定の基礎を
 固く維持するに努めることとする。

字 済

263

ア東2合第382号に付
 本地方の立場を堅持するに努めることとする。

阻害するに努めることとする。

第一、本地方の立場として、冒頭貴電
 辯指摘の通りである。

第二、地方、船主及び本邦関係者は、往電
 ア東2合第3799号の通り、船体没収等
 の強い措置によらず、できれば、側面
 何らかの名目の金を支払うことにより
 早期解決を図りたいとの強い希望を
 有している。

第三、現地去張中の有吉領事より
 漁業無線を通じて入電にて連絡に
 よれば、現地側官憲では本件は
 一にかかるとシカルとの国警警官の指
 示に反するが、密輸の嫌疑も有り(二の
 船長は強く否定)、船体没収も有
 得ると述べており、本件の成行は

(※印内は電信係記入)

(昭和四十七年五月)

國警長官の意向 ^{如何に} 如何に ^と 23 大 ^大 大
 と思われ、^{當地} 中央での ^{みよ} 折衝
 不^不重要と ^{みよ} 理解 ^{みよ} され ^{みよ} 趣 ^{みよ} である。 ^{みよ} ため、
^地 現^地 官 ^地 憲 ^地 は 5 日 に 現^地 地 ^地 来 ^地 訪 ^地 予 ^地 定 ^地 の
 セ ^地 7 " 運 ^地 輸 ^地 大 ^地 臣 ^地 に 一 ^地 件 ^地 書 ^地 類 ^地 を ^地 托 ^地 し、
 本 ^地 件 ^地 の 解 ^地 決 ^地 促 ^地 進 ^地 方 ^地 依 ^地 頼 ^地 可 ^地 能 ^地 である。
 以上 ^地 の 次 ^地 才 ^地 も ^地 あり、 上 ^地 記 ^地 1 の 法 ^地 律 ^地 論
^{ESK} を ^{ESK} 強 ^{ESK} く 主 ^{ESK} 張 ^{ESK} 下 ^{ESK} す ^{ESK} こと ^{ESK} は、 早 ^{ESK} 期 ^{ESK} 解 ^{ESK} 決 ^{ESK} の ^{ESK} 観
^{ESK} 念 ^{ESK} から ^{ESK} して、 ^{ESK} 一 ^{ESK} 側 ^{ESK} の 態 ^{ESK} 度 ^{ESK} を ^{ESK} 硬 ^{ESK} 化
 せ ^{ESK} る 危 ^{ESK} 険 ^{ESK} が ^{ESK} あり、 早 ^{ESK} 期 ^{ESK} 解 ^{ESK} 決 ^{ESK} と ^{ESK} い ^{ESK} う 船 ^{ESK} 主 ^{ESK} 及
 船 ^{ESK} 員 ^{ESK} の ^{ESK} 意 ^{ESK} 向 ^{ESK} に ^{ESK} 反 ^{ESK} する ^{ESK} 結 ^{ESK} 果 ^{ESK} と ^{ESK} も ^{ESK} あり、
 (この ^{ESK} 際 ^{ESK} は 原 ^{ESK} 則 ^{ESK} 論 ^{ESK} と 法 ^{ESK} 律 ^{ESK} 論 ^{ESK} と ^{ESK} 余 ^{ESK} り ^{ESK} 強 ^{ESK} く 前 ^{ESK} 面 ^{ESK} に 打 ^{ESK} 出
 した ^{ESK} の ^{ESK} 中 ^{ESK} で、 法 ^{ESK} 律 ^{ESK} 論 ^{ESK} を ^{ESK} せ ^{ESK} ず ^{ESK} 冊 ^{ESK} 上げ
 記 ^{ESK} (現 ^{ESK} 実 ^{ESK} 的 ^{ESK} 解 ^{ESK} 決 ^{ESK} を 固 ^{ESK} り ^{ESK} た ^{ESK} い ^{ESK} う ^{ESK} の ^{ESK} 必
 当 ^{ESK} 方 ^{ESK} の 基 ^{ESK} 本 ^{ESK} 的 ^{ESK} 考 ^{ESK} え ^{ESK} 方 ^{ESK} である。

一 行 ^地 の 成 ^地 績 ^地 理 ^地 事 ^地 記 ^地 諸 ^地 事 ^地 情 ^地 を 所 ^地 含 ^地 け ^地 る ^地 こと

(1) 1/25 何の 基 (2) 甲 (3) 乙
 (3) 1/25 何の 基 (2) 甲 (3) 乙
 1/25 何の 基 (2) 甲 (3) 乙

一 側 ^地 為 ^地 向 ^地 と ^地 の 接 ^地 衝 ^地 に ^地 関 ^地 連 ^地 係 ^地 あり。

ス ^地 ー ^地 プ ^地 に 電 ^地 報 ^地 した。

-2-

有吉領事へ 中村課長宛

船主と連絡の結果次のとおり。

1. 船主としては船体の没収は何としても避け度く、できれば金銭による解決を希望しているため、内水宣言に関する法的立場は危殆として早急に現実的解決を図るため、先方の好意的配^置を要請しおかれ度い。
2. 以上の立場から、船主側としては、现阶段では船体を残したまま、乗組員の一部又は全員を帰国させることは考えておらず、飽くまで船体及び乗組員全員の釈放を強く希望している由。
3. 今後本件折衝はコカトカにおいて行なわれることになるが、現地との連絡を確保しておく必要があるので、或る程度の制限は己志を得ないとしても、第15号^{カコトカ}と地元^{カコトカ}と

GB-3

外務省

-3-

外毎日一定時間交信できるようイ側の好意的配慮を依頼されたい。

4. 船主側はコカトカにおける状況判明まで貴官が現地に留まることを希望しているが、スラバヤ帰任については、貴官に一任するも、折をみて再度出張することを含みとして、とりあえず、上記諸点につき^持置いたうえ帰任されて差し支えない。

131

GB-3

外務省

外務省

ソカヒ
大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
備総入電厚計
専文給給
調査 参企析調
領移長 参領移
ア参地中東
長北東西
米長 参北北保
中南番
欧参西東洋
長西東
近ア長 参書近ア
経次総経国資
源
長参質統三万
経参政技二
協長 国一理
条参条協規
長国参政経科
車社專
情長参道内外
文長 一二

注意 (部の内)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

344

電信写

総番号 (TA) 33601 主管
71年 7月 6日 14時00分 イトネア 発 東
71年 7月 6日 16時03分 本省 着 東
外務大臣殿 八木 大使 臨時代理大使 総領事 代理
日本漁船の臨検

第825号 平 至急
貴電ア東2合第3846号に関し、
当館の警察当局に対する働きかけの概況次ぎのとおり。
1. 2日本使書簡をもって国家警察長官フーゲン大将に対し船長の釈放及び事件の早期解決を申し入れた。
2. 同日ハタは国家警察本部作戦部長サレ・イラント少将に面会。上記書簡を呈交するとともに同趣旨を要望した。同人は早速実情調査の上要望に沿うよう努力する旨語り担当者ルディヌオノ中さに対し東又サテ(ン)ガラ警察管区に対して本使よりの要望を伝えるとともに事件の状況。現在までにとつた措置につき至急報告方指示するよう下命した。
3. 5日「ル」中さはハタに対し次のように語つた。
(1) 「フ」長官は本使書簡に対し必要な措置を直ちにとるよう指示した。
(2) 東又サテンガラ警察管区に対し上記2の指示を3日行なつた。
(3) 本件の措置については長官の指示が必要であり現地

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の判断で措置することはできない。
(4) 船体のぼつ取等については警察の権限外であり警察のそう査結果に基づき裁判の結果決定されることとなる。ただし事件を検察官に送致し裁判に付するか否かの一次的な判断は警察によつて行なわれる。
(5) 自分(ル)の感觸としては密輸等の犯罪の容疑がなく取極協定区域外でのそう業の事実のみであれば警察としては警察のみで釈放する可能性もなくはないと思う。(いわゆる内水侵犯の問題については先方も言及せず、当方もあえて触れなかつたためこの点に関する警察の態度は不明)
4. アポイントメントとれ次第本使「フ」警察長官に面談。本件解決の促進について再度申し入れる予定。スラバヤに転電した。
(了)

(字スミ 6/7)

ソカヒ
大政事外外儀
務務典原
次次
臣官官審審長長
機総入電厚
書文会管統

調査長
参企析調
参北北保
参一
参西東洋
長西東

近ア長
参書近ア
次総経国
長経協長条
参条協親
長国参政経科
長軍社專
参道内外
文長

注意 (部の内)
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 33911
71年7月7日13時45分 イトネア 主管
71年7月7日16時11分 本省 発着 阿藤

外務大臣殿 八木大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船の臨検

第832号 略 至急

往電第825号に関し

1. 本使のフゲン国家警察長官訪問は8日//時と決定。
 2. 警察本部は東ヌサテンガラ警察管区より本件に関する報告を受けたが、現在フ長官が書類を検討中。
 3. 警察本部渉外課長スカルノ中さはハタに対し、長官は船長を連行した警備について長官の措置に強い不満をもち、スラバヤに転電した。
- (了)

外務省

(回覧番号 3147 外務省電信案 (分類))

機密表示 (機密・秘の未印)	符号表示	総第	07 097 号
平文	略 略 平	昭和	46.7.7 18 06
	第 597 号	発電係	矢野
		大至急・至急	普通・LTF

大政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 長	主管 アジア局長 参事官 栗野参事官 南アジア課長	主管局部課(室)名 亞東二 起案 昭和46年7月7日 起案者 電話番号 小嶋 2447
--------------------------------------	---------------------------------------	---

協議先
インドネシア大使 臨時代理大使
在 スラバヤ 代理

件名
日本漁船の臨検
往電第825号に関し

水産庁筋によれば、カサマシ 15 号丸船主
八木トヨタカシ 宗時隆義氏は業界において人格月
満の士として知られ、同邦の好意を蒙
るべきである。

82
別添来電の大使口撃長官訪問の解除
済

(※印欄内は電報録記入)

常日頃よりインドネシアからの漁業関係
 来訪者の接遇に並々ならぬ好意を
 示しており、例えば昨年アンボン漁業
 局長一行をOTCAベースの研修生として
 招待した際も、招宴、漁業組合視
 察、観光案内等を進んで行おう等
 私財を投じてまで積極的な協力
 してくれている趣。

以上の鑑み、同方関係者等はオ
 カラ
 15 程丸乗組責任者等の不注意によ
 り今回の事件が発生し、宗時氏が苦
 境に陥っていることを極めて遺憾と
 している。

以上何ら参考まで。

スラバヤン転電ス。

電信写

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

406

総番号(TA) 3415/ 主管
 71年7月8日17時00分 インドネシア 発 7東2
 71年7月8日19時22分 本省 着

外務大臣殿 ハ木 臨時代理大使 総領事 代理
 日本漁船の臨検 水産庁 海保庁 済可

第840号 平 至急
 貴電ア東2第597号に関し
 本日本使フーゲン警察長官を往訪。本件の解決につきこん
 談せる状況次のとおり。(ハタ、ヨシタ同行)
 1. 本使より、本件が裁判問題に発展しその解決が長びい
 た場合、長期間のこう留に伴ない船長の健康問題その他
 不測のトラブルを生ずるおそれもあり、両国関係に好まし
 くない影響を及ぼすおそれなしとせず、またインドネシア
 近海においてそう業する漁船はれい細な業者が多く、船体
 ばつ取ということにでもなれば、船員及びその家族が生活
 に困きゆうを來たすこととなることも予測されるので、本
 件の早期解決に強い関心をもっている。
 ついては法律的な問題についてはお互いに議論もあろうが
 。この際現実的な解決をもたらし得るよう長官の好意的な
 取扱いを期待する旨要請した。
 2. これに対し、「フ」長官は、自分(フ)も個人的には上
 記1.の如き本使と同様の所感をもっているが、当初現地
 警察としては早急に裁判に付したいとの意向を持ち、たま

- 参査折調
- 参調旅移
- 参地中東
- 参北北保
- 参一ニ
- 参西東洋
- 参西東
- 参書近ア
- 参統国
- 参政統二
- 参政統一
- 参条協規
- 参政経科
- 軍社專
- 参道内外

室 四 一 〇 七

注

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

たま現地旅行中のフランス・セマ運輸相を通じて中央に詳細報告越したが、右が大統領の主さいする経済担当閣僚会議において討議された際、大統領は「通常の裁判に付さず特別の裁判に付する」よう検事総長に伝達された。よつて同長官は検事総長と協議した結果、大統領の意を体し現地海軍司令官の裁定により科料を課するのみにて本件を解決することとした。この結論に基き、検事総長、海軍総参謀長及び警察長官よりそれぞれ、当該地域の司令官に対しその旨指示を行なつた旨述べた。(「フ」よりの指示要旨別電第84/号)

3、本使としては貴大臣よりの御回示の趣旨にそつた現実的な解決策がとられたことでもあり、長官の努力に対し謝意を表するとともに、今後この種の事件が再発せぬよう日本政府としても業界に嚴重な警告を発するはずである旨述べた。(この点は本省より組合側に強く申入れありたい。)

4、今後現地海軍司令官により早急に裁決が行なわれ、釈放が早期に実現するよう更にせつしようをすすめる予定。別電と共にスラバヤに転電した。(了)

ソカヒ

注(意部の内号)

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

117

大政通外外傳信
務務典房
次次
臣官官審審長長

横橋人電厚計
文會管給

調査長
参企折調
移長
参調旅移

参地中東
長北北西
米参北北保
長中南華
参西東洋
歌長西東

参書近ア
次総總国

参實統
参政技二
国一理

参条協規
長国
参政経科

長情長
参道内外
文長

71年7月8日17時00分 イナナア 発
71年7月8日19時22分 本省 着

外務大臣殿 ハ不大使 臨時代理大使 総領事 代理
第15カツラまるのだほ

第84/号 平 至急

往電第840号 別電

在クーバン・東ヌサテンガラ警察司令官殿

5日付別電受領。次の通り訓令する。

- 1、第15カツラまるの事件については、これを裁判に付することなく、科料をもつて処理することに決定した。
- 2、検事総長は上記決定の執行の権限を海軍参謀総長に委ねた。実際の執行に当つては現地海軍司令官以下の海軍官憲がこれに当たる。
- 3、本電を関係機関に転達し、本件解決を計られたい。
- 4、結果至急報告ありたい。

1971年7月7日

警察長官 フゲン

(了)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (秘・秘の朱印) 符号表示 略 平 総第 08 157 号
 暗 略 平 第 803 号 起案 昭和 46 年 7 月 8 日 19 時 33 分 発
 大至急 至急 普通 LTF 発電係

主管 アジア局長 参事官 栗野参事官 兼 アジア二課長
 主管局部課 (室) 名 7 東 2
 起案 昭和 46 年 7 月 8 日
 起案者 高島 電話番号 2444

法規課長

臨時代理大使 在 外 大臣 発 代理 外務 大臣 発

臨時代理大使 在 スラバヤ 代理 大使 代理 大使

件名 牙 13 勝浦丸の拿捕

1. 8日10時 漢業無線局に入電に連絡
 によれば、牙13勝浦丸(69トニ、船長
 浦川 司 地15名乗組、船和歌山県
 勝浦町浦川(即所有)は、8日午前
 2時30分 S-8-50, E-12309

写、済

水域(牙15桂丸の臨検事件と同一水域)
 にてイ警備艇に拿捕され、乗組員3名が
 移乗せられた後同警備艇に付いて
 クーパンに連行されつつある趣。クーパン
 には18時頃入港の予定の由。
 2. 拿捕当時の状況については目下漢業無
 線を通じて同船に照会中である。
 拿捕以前に同船に船主が行ったこと
 報告に付、同船は、5日以前より
 上記水域付近にて操業して居る趣である。
 従って同船は海軍省の許可を得て
 同水域に進入して居る趣である。
 略の調査をせらるる。
 以上とあり、スラバヤに転電した。

1.

S-8GB-50, E-12309 (P) 外務省

ツカ
ビビ
大政事外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会管統
調査長
参企析調
領移長
参領旅移
1. 地中東
長米北西
長参北北保
中南参一
欧参西東洋
長西東
近ア参書近ア
長経次総経国
長参質統国
長協参政技二
長条参条協規
国参政経科
長軍社專
長情参道内外
長文



注(意部の内号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

236

電信写

総番号(1A) 34352
71年7月9日13時35分 インドネシ 発東2
71年7月7日15時30分 本省 着東2
外務大臣殿 ハ木(大) 臨時代理大使 総領事 代理

第13カツウラまるのだほ

第846号 極秘 至急

貴電ア東2第803号及び往電第840号に関し
第13カツウラまるのだほがそう業中において行なわれた
か否かなお不明であるが、そう業中とすれば日・イ民間漁
業取極違反の問題が生ずると思われる。本使は昨8日第1
5カツウラまるに関連してフーゲン警察長官とごん談した際
、この種事件の再発防止のため日本政府としても業界に厳
重な警告を踏する旨約束した経緯があるところ、もし第1
3カツウラまるに現場そう業の事実ありとすれば、今後の
漁船釈放のみならず、将来の漁業交渉にも面白からぬ影響
を与える懸念がある。
については冒頭往電をもつて取りあえず具申した次第はある
も、この際業界側に対し懸案の解決及び民間取極の今後の
正常な運営のため違反防止について厳重な警告を寄せられ
たく、とくに当国しゅうへん水域に現に出漁中の漁船にも
しゅう知徹ていするよう措置方重ねてお願いしたい。なお
、本使参考までに、このため政府及び出漁協会において既
にとられ、ふるいせとることを判談中の措置及び説明す

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

る範囲で、当国しゅうへん水域におけるわが方漁船のそう
業状況についての情報を通報願いたい。
(了)

極秘

注意

- 1. 本電の扱内は慎重を要されたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

ソカビ
大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
機機人電厚計
書文会當給

調査長
参企析調
参国旅移

ア
参地中東
長北西
米長参北北保
中南審
参一
吹参西東洋
長西東

近ア長
参書近ア
次総国資
長参賀統国万
参政技二
国一理
参条協
長国参政経科
長軍社專
参道内外
文長

電信写

総番号(TA) 34557
71年7月10日13時00分 主管
71年7月10日15時59分 本 省 着 ア東エ

外務大臣殿 八木 大使 臨時代理大使 総領事 代理

日本漁船のだほ

第850号 極秘 至急

往電第846号に関し。

日カツ連に下記伝言請う。

1. 現在そう業許可証を持つ漁船でパング海の外でそう業中のものの有無を至急調査の上、該当漁船あれば速刻退去するよう指示されたい。特にB A W U 海域について大至急処置ありたい。

2. 第15カツラまるの釈放については努力中であるが今回の別件だほのため成功の目途が立ち難い状況となった。今後同種事件が続発するにおいては船体ばつ取となる可能性が多いと思われる。

スラバヤに転報した。

(了)

(妹尾首岸事務官に連絡済)
10日 16:30

は9隻と存っており、そのうち7隻は取
極水域内で操業しており、他の2隻は
取極水域外をインド洋漁場に移動
している。

3. 各方としてはかかる事件の再発を防止
する観点より、次の如き措置を考慮してお
り、関係省庁及び関係業界の間で一應
の合意に達している。

(1) 桂丸、勝浦丸の両船共7月26日以
降1年間インドネシア島嶼間水域での
証明書の発給申請を停止させる。

(2) 早ければ今週中、遅くとも来週中に
インドネシア水域漁者協会加盟船主全
員を東京に招致し、再指導、再教育を突
施する。



* ~~桂丸~~ 存在、沖縄漁船の本邦海域等取極
水域外で操業する場合は更に事態を紛糾させる可能性
がある。桂丸が613号のとなり、別匠沖縄漁船に
ついても同措置を請じた。⑥

(3) 上記両船に対し帰国後一定期
間の停泊(如何なる形での操業をも認め
^{最も厳しい}
ない処分)等取るべき処分措置をとる。

(4) 取り敢えず和歌山県籍船の
動向につき無線局の情報を基にチ
ックを行なう。

* 4. 水産庁としては勝浦丸は
^{そのトン数以上の船は認めない}
~~70トン未満の小型船である~~

● 漁業法上操業区域違反という違反
行為があるという点で桂丸とは事情を
異にするところがあり、また
桂丸拿捕に因連して嚴重な警告を受
けたにもかかわらず取極水域外での操
業を行なったという点で更に問題が大き
いと考へるが、我が国の法的立場としては

公海で
 不審な拿捕と見做されたとはい
 真の怪丸と同称であり、^{子の2.必要に依り}上記2.及
 び3.のわが方措置につき然る可く説
 明の上、怪丸共々現実的観念に在つての
 早期釈放をイ側に申入れあり在り。
~~本邦に在るイ側の~~
 経済上貴便が必要と判断せしる
 場合、インドネシア水域出漁者協会は業
 界代表を貴地へ派遣する用意がある
 と述べているので、^{参考まで}申す所。
 スラバヤへ転電す。

(3)

漢 (回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 (略) 平	総第 12 143 号
	※ 第 613 号	※ 昭和 46 年 7 月 12 日 20 時 04 分 発
	大至急 (至急) 普通 LTF	※ 発電係 南

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米一課長	主管局部課 (室) 名 米北一 起案 昭和 46 年 7 月 12 日 起案者 電話番号 東京 2467
--	------------------------------	--

協議先

223

在 インドネシア ハルバ 大使 臨時代理大使
総領事 代理 外務 大臣 発 臨時代理

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 あり

件名 インドネシア水域における本邦漁船拿捕事件

(沖縄へ往電米北1カ 204号 転電)

(3)

写 済

(部の内 号) 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官 務務 典房 次次 臣官官審審長長 儀総人電厚計 書文会管総	電信写	総番号 (TA) 279 71 年 8 月 5 日 19 時 00 分 伊ネシア 発 71 年 8 月 5 日 19 時 00 分 本省 着	主管 南
調査長 移長	参企折調 参機旅査	外務大臣殿 八木 大使 臨時代理大使 総領事 代理	
		アンボン入港の本邦及びオキナワ漁船に対する立替金	
		第957号 平	
		1. 当地ミツイ物産事務所よりの連絡によれば7月のみでアンボンに水及びねん料補給の目的をもって入港した本邦及びオキナワ漁船に対する在アンボン・ミツイ駐在員の立替金は6,750ドルにのぼり、特に本邦船に対する立替金が大部分(6,350ドル)を占めており同駐在員に寄託されている金額(本邦・オキナワそれぞれ1,000ドル計2,000ドル)にてはとうていまかないきれない状況にある由であるところ立替金の早期決済方本邦及びオキナワ関係業者に連絡願いたい。	
		なお7月中立替金(単位ドル)次のとおり。	
		(1) オキナワ船	
		5日オキナワ船 200	
		7日第1/1オキナワ船 200	
		計400	
		(2) 本邦船	
		17日第25カイセイ船 650	
		21日第15カイセイ船 800 24日第5カイセイ船	

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

る 500

24日第15チヨウヨまる 1,250

26日第8セイチヨウヨまる 600

26日第1ダイヨシまる 1,000

26日第5タイケイまる 750

28日第15リニウセイまる 800

計 6,350

2. 上記の如く高額の立替金となつたのは漁期が最せい期であつたためと思われるがミツイ物産としては今後アンボンにて補給予定の漁船には1,000ドル程度の金を携行せしめるか寄託金の増額を希望しているので関係業界に検討方伝達願いたい。

オキナワに転電した。

(丁)

(部の内 号)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

71年9月1日 13時09分 インネシア 発
71年9月1日 15時36分 本省 着

外務大臣殿 柘植 大使 臨時代理大使 総領事 代理

本邦及びオキナワ漁船のアンボン入港に関する海軍指令

第1071号 平

往電第1070号 別電

第9海軍管区証明書確認チーム指令 (No. PRINTAP / 150 / VIII / 1971)

1. 義務

A. 日本及びオキナワ漁船はそう業水域における漁獲終了後インドネシアを去る前に在京インドネシア大使館発給の証明書確認のため第9アンボン海軍管区証明書確認チームに報告しなければならない。

B. 報告の方法

1) 漁船はイリアン・ハロンふ頭に投げようまたは接がする。

2) 船長は報告のため直ちに下船する。

3) 報告を要するものは書式B (証明書) 及び書式C (乗組員名簿) である。

C. 報告受付け時間

よ明けより日ばつまで。

- 大政連外外儀官
- 務務 典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀総入電厚計
- 書文会宮給
- 調査長
- 参企折調
- 領移長
- 参領旅査移
- 参地中東
- 長 北東西
- 米長 参北北保
- 中南番 参一二
- 欧 参西東洋
- 長 西東
- 参書近ア
- 長 次総経国資源
- 長 参貿統国万
- 長 参政技二
- 長 参政一理
- 参条協規
- 長 参政経科
- 長 車社専
- 長 参道内外
- 文長

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

D. 検査所要時間

証明書確認チームが船長の報告を受付けてから検査終了までに要する時間は4時間以内とする。

E. 漁船は上記報告及び検査の終了後、インドネシアの港またはインドネシア水域を離れることができる。

2. 証明書の確認

A. 証明書確認チームは船長からそう業水域で獲したマダゴロの漁獲量について報告を受ける。

B. 証明書確認チームは証明書(書式B)を受取り、証明申請書(書式A)と照合する。同チームは船名、表示記号及び証明書の有効期限に注意する。

C. 証明書確認チームは乗組員名簿(書式C)を受取り、乗組員の突数と照合する。

D. 証明書確認チームは下記事項を記録する。船名、表示記号、船長名、そう業期間、漁獲量、そう業日数、乗組員数。

E. 証明書確認チームは事実を認知した上、証明書に下記の通り押印する。

1) 航海日しに対する割印 (AMBON)

2) 証明書に対する割印 (GALALA)

3. 禁止事項

A. 乗組員は原則として下船しないものとし、またふ頭外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に出で海軍キャンプ内をはいかいしてはならない。

B. 一般の人は船内において物品の売買及び交換をしてはならない。

C. 乗組員は港内及びハロンの海軍キャンプ内において写真のさつ影をしてはならない。

D. 乗組員はめいていの上げんか及びそう動を起してはならない。

4. 特記事項

A. 病人の発生、機かいの故障、諸物資の欠ぼうその他特別の事情がある場合は、証明書確認チームは十分な援助を行なうことができる。

B. 安全を冒しちつ序をみだす恐れのある場合は、証明書確認チームは直ちに地区警察及び海軍警察の援助を求めることができる。

AMBON, AUGUST 20, 1971

第9海軍管区証明書確認チーム団

SOEJATNO 海軍大い

(了)

平文

北米

郵政	電信	電報	郵便
1	1	2	
付			
票			

昭和45年9月10日

文書 公 信 案 (分類)

電東2 390

昭和45年9月9日

昭和45年9月7日

起案者 米田 電報番号 929

アジア局長
金沢参事官
栗野参事官
藤アジニ課長

在インドネシア
八木大使

愛知大臣

了ボシ入港漁船に対する注意レフ...の書簡を送付

45 水生第4359号

昭和45年9月1日

殿

水産庁長官

アンボン入港漁船に対する注意について

このことについて、このたび外務省から別添写のとおり通報があり、インドネシア国アンボン港に寄港する漁船員の行動について注意喚起方要請があつた。

これまでも外地寄港時における漁船員の行動については慎重な配慮をお願いしてきたところであるが、とくに日・イ間にはさる7月から長期にわたる漁業取極めが発効し、インドネシア水域における安全操業が確保されることとなつたにもかかわらず、一部不心得な漁船員のため同取極めの円滑な実施があやぶまれるような事態が生ずることも憂慮されるので、今後、同港に寄港する漁船員に対して、規律と節度ある行動をとるよう十分指導されたい。

なお、同港に緊急入港し、現地日本商社等からやむをえ

ず入院費等の立替え払いなどの便宜供与を受けたときには、すみやかに返済等所要の措置をとるようあわせて指導されたい。

電報2才390号

昭和45年9月9日

在インドネシア大使殿

外務大臣

(件名)

予ボ入港漁船に対する注意についての通達文書

引用公・電信
日付・番号

往電才1007号2

水産庁長官通達文書参考までに一部別添送付

抄。

(※印は文書照記入)

※ 付添紙 付添紙(行) 付添紙(OP) 付添紙(貨) 付添紙(郵)

GA-2-1

外務省

秘密表示 (朱印)
秘 無 期 限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1	1	2
付	70	50	
紙			

発送日 昭和45年10月3日
 処理日
 発信 送付タイプ 検査

文書課 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 北 1 第 423 号 公 信 日 付 昭和 45 年 10 月 1 日

大 臣	主 管	起 案 日 付 昭和 45 年 9 月 26 日
政 務 次 官	アメリカ局長	起 案 者 東 原 447 電 話 番 号
事 務 次 官	参 事 官	
外 務 審 議 官	北米才一課長	
外 務 審 議 官		
官 房 長		

協 議 先
 川上 参 事 官 国際経済課長 南東アジア二課長
 破 産 課 長 北 米 才 一 課 長

受 信 者 在 伊 刺 了 八 木 大 使	発 信 者 外 務 大 臣
写 送 付 先	(希 望 送 付 日) 月 日
件 名 ア ン ボ ン 港 立 寄 リ 沖 縄 漁 船 問 題 について	

GA-2 1 外 務 省 53 回 覧 番 号 2256

* 秘密標準 (赤色)

北 1 第 423 号
 昭和 45 年 10 月 1 日

在 インドネシア 大使 殿

外 務 大 臣

(件 名) ア ン ボ ン 港 立 寄 リ 沖 縄 漁 船 問 題 について

引用公・電信 日付・番号 貴電 1344 号

本件問題については、すでに在沖縄高瀬大使にしかるべく善処方訓令(石)を^たし、今般9月22日付公信才190号をもち、琉球政府および沖縄漁業関係者^と協談(右対策振り)に^て報

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

(朱 印 は 文 書 課 記 入)

GA-2-1 外 務 省

各越（大の2）、同公信字、一部別添
送付す。

写

秘
無期限

米北/第420号
昭和45年10月1日

在インドネシア大使殿

外務大臣

(件名) アンボン港立寄り沖繩漁船
問題について

引用公・電信
日付・番号 貴電才1344号

本件問題については、まきに在沖繩
高瀬大使にしかるべく善処方訓令(石
子)と、今般9月22日付公信才190号を
もと、琉球政府および沖繩漁業協
会者と協賛して対策振りに関し(報

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書番号)

告越(たのび)同公信才一部別添
送付する。

GA-4

外務省

北米米課長
 北米米課(東京)
 法規課長
 至北米米課
 南東アジア課長

秘密標記(赤色)

第 186 号
 昭和 47 年 2 月 15 日

大分
 外務大臣 殿

在インドネシア
 八木大使

(件名)
 インドネシア内水・領海侵犯事件に対する裁判外
 の科料による解決(検事総長決定・訓令)

引用公・電信
 日付・番号

1. エギアルト検事総長は昭和46年12月10日付検
 事総長決定 No. KEP-099/DA/12/1971(別添1)
 をもとにインドネシア内水・領海侵犯事件と
 裁判に付すこととなく一定金額を支払うに

在留送付 (特異送付(特)) 付郵便(DP) 付郵便(民) 付郵便(郵)

本信送付先:
 本信互送付先: スラバヤ
 省内写配布希望先:

GA-31 在外公館

南東アジアと水産庁との協定
 にもかんがみ、沖繩への転送を
 取り止めることとする

47.2.15
 47.2.15

4327

1) 解決方法の決定を行ない、同日
 付検事総長訓令 No. INSTR-006/DA/1.2/1971
 (別添2) をもとに右金額(インドネシア語 denda
 damai (平和的罰金 非日科料の意)) の支払
 を決定した。

2. 上記決定を以て訓令付録として1969年7月
 1日付検事総長決定 No. KEP-056/DA/7/
 1969(別添3) を以て同年7月26日付検事
 総長訓令 No. INSTR-005/DA/7/1969(別添4)

を改訂した。改訂の主要点は、
 (1) 内水・領海侵犯事件を裁判外に解決
 する際、事件の迅速な処理の必要性に
 かんがみ、事件処理の権限を、旧決定
 では海軍参謀長に委任していたのを、新
 決定で国防治安大臣/国軍司令部に委任

GA-4 外務省

した

(2) 旧訓令の船体1トン(DWT (dead-weight tonnage))当たり料料米賃5ドル、¹最²高³額500ドルであったが、新訓令の¹最²高³額を1000ドルとし、¹非²旧³訓令の船長に対し1000ドルの料料が課せられたが、新訓令には特に船長に対する料料は規定されていない

ことである。

3. 新訓令による料料額(米賃)は次のとおり(上記

2.(2)以外は旧訓令と同じ)。

- (1) 船体1トン当たり5ドル(ただし¹最²高³額1000ドル)
- 船員1名につき100ドル
- (2) 漁獲物1トンにつき100ドル
- (3) 常習犯(recidivist)は料料50パーセント

加算

なお訓令は料料額を列記した中に「特に漁船の違反については故意であるか否かに注意せよ」とあると、漁船については故意の有無が料料決定の際の重要な要素の一つになると思ふ。

4. 因みに昨年オーストラリアのオースタルプの拿捕事件は1969年7月、検事総長決定訓令による解決した実例があるが、これは今後側がオースタルプの拿捕事件と同一裁判外の料料による解決することは限らず、¹地²方³官⁴憲⁵が事件を裁判に付する可能性も¹分²か³り、¹非²dena damaiによる場合と¹記²す³オ⁴ス⁵ト⁶ラ⁷リアのオ⁸ス⁹タル¹⁰プの事件の¹経²緯³に¹徹²し³て、¹中²央³政⁴府⁵の¹地²方³官⁴憲

に事件の裁判外に解決を指示し、その理由地は *danda daiwai* にする事件解決を計った。従ってこの司法官憲法には法律上は現在も「*Territoriale Zee en Maritime Kringen Ordonantie 1939* (1939年法律第44号)」、(別添5)の1章第12条の項には「3ヶ月以下の禁錮又は500ルビ以下^{以下}の罰金(500ルビは1939年 *Ordonantie* 制定時のオランダ語原文に於ける500ギルダーと等しい。実際には現在の貨幣価値に換算して^{500ルビ以下}得^得る)」、^得同条の項には「船体没収」の刑を課し得る。

(注、1969年7月、検事総長決定、訓令以降本邦漁船に係る事件の本法律による

判決例はなにか、1967年慶福丸不漁
 及び黒潮丸に於けるポン地方裁判所
 の船体没収の判決は同法律による。
 5. 本条関係テキスト入手に手間取ら
 報告通達一段に了承願ふ。

北米/課用

写

秘
無期限

並取2 第58号

昭和47年2月21日

在インドネシア大使殿

外務大臣

(件名) インドネシア内水・領海侵犯事件に対する
裁判外の科料による解決

引用公・電信
日付・番号 2月15日付貴信イオ186号

冒頭貴信に係る検事総長決定に対する対
処振りにつき、水産庁と協議し、関係
業者等は同決定の虫を知らしめ、
いよいよ趣であり、あらためてこれを知らしめるこ
とは従らに安易な気持を惹起し、民間漁業取

(※印は文書書記人)

※ 付録添付 付録添付 (行) 付録添付 (DP) 付録添付 (代) 付録添付 (郵)

GA-2-1

外務省

秘 2

決違反事件を頻発せしめることになりか
ねないを判断せし、差当り本件は当
省及び水産庁限りで承知し置くこと
とす。右 ~~博報~~ ~~博報~~ とす。
又、なお冒頭貴信4.に關し、1の検事總
長の一般的決定と個々の事件における地
方官憲による法律適用との關係につき、
さらに補足説明しうらあるは秘公信
により回報ありたい。

GA 4

外務省